

官報

昭和五十五年二月十二日

第九十一回 衆議院會議録 第六号

昭和五十五年二月十二日(火曜日)

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を

求めるの件

航空事故調査委員会委員長及び同委員任命につ

き同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの

件

昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十四年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十四年度政府関係機関補正予算(機第1

号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及

び租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時二十六分開議

○議長(瀧尾弘吉君) これより會議を開きます。

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意

を求めるの件

航空事故調査委員会委員長及び同委員任命に

つき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求める

の件

○議長(瀧尾弘吉君) お諮りいたします。

中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び

高橋正雄君を、

航空事故調査委員会委員長に八田桂三君を、

同委員に榎本善臣君 小一原正君 幸尾治朗君

及び諏訪勝義君を、

労働保険審査会委員に浦田純一君及び八木高生

君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと

の申し出があります。

まず、中央社会保険医療協議会委員及び労働保

険審査会委員の任命について、申し出のとおり同

意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、航空事故調査委員会委員長及び同委員の

任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、同意を

与えるに決しました。

○玉沢徳一郎君 議案上程に関する緊急動議を提

出したします。

すなわち、この際、昭和五十四年度一般会計補

正予算(第1号)、昭和五十四年度特別会計補正予

算(特第1号)、昭和五十四年度政府関係機関補正

予算(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員

長の報告を求め、その審議を進められんことを望

みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十四年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十四年度政府関係機関補正予算(機第

1号)

○議長(瀧尾弘吉君) 昭和五十四年度一般会計補

正予算(第1号)、昭和五十四年度特別会計補正予

算(特第1号)、昭和五十四年度政府関係機関補正

予算(機第1号)、右三件を一括して議題といたし

ます。

委員長の報告を求めます。予算委員長田村元

君。

昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)及び

同報告書

昭和五十四年度特別会計補正予算(特第1号)及

び同報告書

昭和五十四年度政府関係機関補正予算(機第1

号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました昭和五十
四年度一般会計補正予算(第1号)外二件につきま
して、予算委員会における審議の経過及び結果を
御報告申し上げます。

この補正予算三件は、去る一月二十四日本委員
会に付託され、同月三十日に提案理由の説明を聴
取し、二月九日及び本十二日の両日質疑を行い、
その終了後、討論、採決をいたしましたものでありま
す。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計は、歳入歳出とも、それぞれ一兆六百
七十五億円を追加するものでありまして、歳入に
おきましては、最近までの税収の実績等により租
税及び印紙収入に於いて一兆九千九百五十億円の増収
を見込むとともに、前年度剰余金五千三百五十七
億円の受け入れを行い、他方、専売納付金等の減
収一千五百七十二億円を見込むとともに、公債を
一兆二千二百億円減額することとしております。

歳出におきましては、災害復旧等事業費一千百
六十六億円、国家公務員の給与改善費二百三十二
億円、地方交付税交付金六千三百九十二億円、国
債整理基金特別会計への繰り入れ三千四百三十八
億円、その他義務的経費の追加を行うとともに、
既定経費の節減及び公共事業等予備費の減額によ
り二千七百四十六億円の修正減少を行っております。

以上の結果、昭和五十四年度の補正後の一般会
計予算額は、歳入歳出とも三十九兆六千六百七十
六億円となり、歳入のうち、公債金の総額は十四
兆五百億円、公債依存度は三五・四％となること
になります。

特別会計予算におきましては、一般会計予算の
補正に関連して、国立病院特別会計、食糧管理特
別会計等九特別会計について所要の補正を行い、
また、政府関係機関予算におきましては、日本専

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号

昭和五十四年度一般會計補正予算(第一号)外二件

売公社について所要の補正を行うこととしております。

次に、質疑のうち、主なものについてその概要を申し上げます。

去る九日の委員会の冒頭に、倉石法務大臣から、自衛隊秘密漏洩事件に関する報告があり、続いて大平内閣総理大臣から、「厳正な規律と秘密の保全が強く要求される自衛隊の内部から、かかる不祥事件が発生したことはまことに遺憾であり、深くみずからの責任を痛感し、国会と国民に対し心からおわびする。さきに防衛庁における規律の振興と秘密保全体制の総点検を指示したが、その結果を踏まえて、この種の事件を再発させないよう万全の措置をとり、自衛隊に対する国民の期待と信頼の回復に努力する決意である」旨の発言があり、これに対して、「総理大臣の言明は聞いておく。しかし、これで事件の責任問題にけりがついたとして、罰則の強化や機密保護法の制定を考へるべきでないか」という質問が、政府の方針を明確にしている。この質問があり、内閣総理大臣から、「政府としては、この事件に関連づけて、立法措置を講ずるつもりはなく、自衛隊法の改正の考えもない」旨の答弁がありました。

次に、「五十四年度補正予算」には、一兆九千億に上る租税の自然増収が計上されており、余りにも巨額であるが、これは当初の見積もりが誤っていたのか、または、年度末の財政需要に充てるため、故意に過小の見積もりをしたためではないか。増収があったこと自体は結構なこととしても、本年度の予算編成当時、景気はすでに上向きかけていたものであるから、よく注意すれば、より的確な見通しが立てられたはずではないか」との趣旨の質疑があり、これに対して政府から、「五十四年度予算の作成の時点では、五十三年度の実績見込みを基礎として税収を算定し計上したものであるが、五十三年度の実績が見込みよりも七千七百億円増加したため土台がそれだけ高くなり、その上、本年度も引き続き景気が順調に推移

して、雇用者所得、鉱工業生産などが当初見通しを上回ったため、源泉所得税、法人税等を中心に相当程度の増収が見込めることとなった。政府としては、最善の見通しを立てたものであるが、大幅な乖離を生じたことは残念であり、今後このようなことのないよう努めたい」旨の答弁がありました。

次に、「今年度の公共事業費について、五割の執行留保を決定したのはいかなる理由によるのか。当初予算の審議の際には、公共投資はぜひとも必要と言って予算を成立させておきながら、年度末になるとかかる措置がとられるのは、公共事業の規模を過大に見積もるためではないか」との趣旨の質疑に対し、政府から、「景気振興の必要があるときには、公共事業の執行を促進し、一〇〇％近くを消化しており、また、今年度は、当初、景気の回復を定着させるため、公共事業費を大幅に増額したのであるが、その後の経済の動向にかんがみ、物価に与える影響に配慮して、経済運営を弾力的に行うため、当面五割の執行を留保したものである」旨の答弁がありました。

次に、「五十四年度の経済見通しは、実質成長率六・三％の当初見通しが六％に修正された。これは、大体において差異がないように思われるが、個々の項目について見ると、それぞれ大きな狂いがあり、国内需要のうち、政府支出が大幅に落ち込み、反対に海外需要が伸びているのはなぜか。これでは、本年度は内需を喚起して対外的経済摩擦を防ぐという政府の方針に反しており、現に日米間の通商問題も再燃しかけており、これにどう対処するつもりか」との趣旨の質疑があり、これに対して政府から、「本年度は、個人消費、民間設備投資が予想よりも活発であり、他方、政府支出は、公共事業の五割の留保もあって落ち込んだ。この結果、景気の伸びが当初の成長率を期するものの措置であり、来年度で支出されれば、その成長率を引き上げる要因ともなるものである。現在、円の為替レートが若干低目のこともあって、

輸出が数量的に伸びており、これが過度になって国際的摩擦を惹起することのないような配慮が必要であり、特定国への集中的輸出を避け、プラント輸出など国際協力関係を強化し、あわせて情報収集分析に努める等、問題を未然に処理するよう努力したい」旨の答弁がありました。

以上のほか、米ソ両国間の緊張問題、在日米軍の移動問題、自衛隊のリムパック参加及び奇襲対処問題、中小企業対策、電力会社の料金値上げ申請に関する独占禁止法の運用問題、灯油価格高騰対策、電電公社の経理問題、KDD事件の捜査等について熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑終了後、補正予算三件を一括して討論に付したところ、自由民主党・自由国民会議は賛成、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同、民社党・国民連合は、それぞれ反対の討論を行い、引き続き採決を行った結果、昭和五十四年度補正予算三件は、賛成者少数をもっていずれも否決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 三件につき討論の通告があります。順次これを許します。瓦力君。

〔瓦力君登壇〕

○瓦力君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、昭和五十四年度補正予算三件について、賛成の討論を行います。(拍手)

最近のわが国の経済政策の重要課題は、物価の安定と景気の順調な回復を図ることにある。このため、ここ三年、公共事業の拡大を中心とする総予算並びに補正予算を通じて景気の回復に鋭意努めてまいったところであり、第一、一次石油ショック後の不況は意外に底が深く、企業収益の低迷、雇用情勢の悪化をもち、他方、輸出の急増が円高及び経済摩擦を招来するなど、対外不均衡の問題も表面化したのであります。しかし、五十三年度後半になると、大幅な公

共投資の拡大の効果が徐々にあらわれ、まず関連産業の生産及び所得の増加をもたらした。これが経済全体の回復の起動力となつて、消費支出、設備投資など、国内民間需要の盛り上がりで漸次確実となりました。厳しかった雇用情勢も、緩やかとはいえず実質に改善され、昨年十二月期の有効求人倍率は〇・八二にまで持ち直してきたのであります。

このように景気回復が本格化したのは、かねてわが自由民主党が主張してまいった、波及効果の大きい公共投資により内需を喚起する景気刺激策が当を得ていたからであり、わが党の政策の選択が正しかったことを事実をもって証明するものであります。(拍手)

この間、原油価格の上昇もあって物価の高騰が懸念されましたが、マネーサプライの管理、公定歩合の引き上げ等々の財政金融政策が適時適切にとられたこと、各企業がいわゆる減量経営などその体質改善を図ったこと、国民各位が堅実な消費態度を堅持されたことなどにより、インフレへの進行を未然に防止しつつ、景気の自立的拡大基調を維持することができたことは、まことに幸いであつたと言えます。

景気の拡大が租税収入等の増加をもたらしていることは言うまでもありません。所得税や法人税を中心に、五十三年度は約七千七百億円の自然増収があつたのでありますが、今五十四年度は一兆九千億円の増収が見込まれているのであります。

今回の補正予算は、この今年度の自然増収を歳入に追加計上し、一兆二千二百億円の公債金を減額するとともに、昨年夏及び秋に生じた災害復旧のための経費、給与改善費等の特に緊要な事項などについて追加措置を講じようとするものであります。

この結果、五十四年度の公債依存度は、三九・六％から三五・四％へ引き下げられることになりました。また、公債金の減額は、特例公債が大幅

に縮減されたことにより、特例公債の発行予定額が建設公債を下回ることになったのであります。

他方、本補正予算では、既定経費の節減及び不用額、公共事業等予備費の減額を合わせて二千七百四十六億円の修正減少を行っております。

このように、歳入歳出の両面にわたって財政の健全化を図ろうとする政府の姿勢が示されていくことは、まことに心強いものがあります。

わが国経済は、国際石油情勢がきわめて流動的な様相を呈している中で、さらに物価の安定と景気の自立的拡大基調を維持していくことが要請されております。

また、財政再建の必要性はいささかも減少しておりません。私も、政府と一体になってこれらの課題の解決に当たり、難局を乗り切って、国民の負担にこたえる決意を表明し、賛成討論いたします。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 阿部助哉君。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました昭和五十四年度一般会計補正予算、同特別会計補正予算並びに同政府関係機関補正予算の三案について、反対の討論を行います。(拍手)

わが国経済は、原油価格など海外要因もあって、卸売物価の持続的上昇という事態の中で、国内景気は回復し、とりわけ大企業は好況に推移してきました。法人企業統計調査によれば、昨年九ヶ月における法人の売上高は四百兆三千億円で、前年同期に比べ一七・七％増と大変な好況で、昭和五十三年一―三ヶ月以来七期連続の上昇をたどっております。すなわち、営業利益は四二・四％増、経常利益も三六・二％増と目覚ましく、まさに大企業は史上空前の利益を上げています。その一方、中小企業の収益は五十三年度でやっと五十一年度水準を回復したにとどまっています。

このような大企業主導の経済を背景に五十四年度補正予算が編成されたのであります。そもそ

も、五十四年度当初予算に関しては、一般消費税を五十五年の施行に先送りし、早期に実施することを含みとして編成されたものであります。このことは、当時の大蔵大臣の財政演説でも明らかであります。ところが、国民は総選挙において大平内閣の意図した大蔵増税路線に明快に反対いたしました。国民が強く要求したのは、公費天国とも言われる不急経費の徹底的な洗い直しとその削減でありました。今回の補正予算は、残念ながら、これらの課題にこたえた内容にはなっていないのであります。

反対の第一は、この補正予算編成の最大の理由であるとともにその特徴であります巨額の自然増収に關してであります。租税及び印紙収入の年度内自然増収額が一兆九千九百億円と計上されておりますが、これは従来から指摘されてきたように、政府の歳入見積りもりのずさんさを示すものであり、改めて正確な当初見積りもりを求めるを得ないのであります。しかも、現在の経済動向、企業収益状況を見るとき、自然増収額の過小見積りもりの疑念を抱かざるを得ないのであります。

その上に立つてこの自然増収の中身を見ますと、税の増収一兆八千七百五十億円のうち、所得税が五千九百九十億円、法人税が七千八百四十億

円を占めておるのであります。この両者の増収は性格を異にするものであります。法人税収入は、冒頭に指摘したように、企業のかつてない好収益を反映し、その一部を税として社会還元しているものであります。所得税の増収は、この二年度間、所得税減税を実施しないことによる課税最低限度の据え置きによって、納税者の増大という大衆課税の進展によるものであります。このことは、所得税の税率弾性値が二を超えている事実が端的に表明しておるのであります。国債発行額の削減は、財政再建のためには不可欠な対策であります。なほ崩しの大蔵増税路線でもって行うことは許されないのであります。(拍手)

反対の第二は、経費削減についてであります。

この補正予算で、公共事業等予備費二千億円の額が削られました。これは当初からの過大な公共事業費の計上を是正したにすぎません。それ以外に、物価抑制対策上、公共事業費の執行を数千億円繰り延べるといふのが政府の方針であります。そもそも、公共事業等予備費は、行政府権限の拡大であり、財政民主主義の立場から疑義のあるところでもあります。公共事業費の繰り延べ措置についても、同様な考えに立たざるを得ません。財政改革論を深めていくという緊急の課題からしても、財政民主主義はかたく守り続けていかなければならないのであります。したがって、今年度内には不要な公共事業費は明確に削減すべきであります。

この補正予算で歳出削減は大きな焦点であります。既定経費の節減は七百四十六億にすぎません。しかも、その大部分六〇％以上は、国債発行額の圧縮に伴う国債費の節約という当然なもの、何ら政府の積極的努力による節約とは言えないのであります。文字どおり節約した額はわずかに三百億に満たないのであります。これは国民の期待する財政再建、経費節約とは言えないのであります。

反対の第三は、国債圧縮のための方策が不十分なことでもあります。

さきに見ましたように、所得税、法人税の増収には基本的な違いがあります。本来ならば所得税、特にサラリーマンの所得税減税は当然行うべきであります。この補正予算では一歩譲っても、五十五年度には実施すべきであります。これとは逆に、法人税については、いまだでも増収対策を講ずべきであります。財政を犠牲にしての景気浮揚策により史上かつてない利潤を上げていた大企業に対して、かつて創設した会社臨時特別税を復活し、国債発行を減額し、財政再建を図るべきであります。(拍手)

反対の第四は、財政投融資計画の問題であります。

第二の予算とも言うべき財政投融資計画は、次年度繰越額、不用額ともに近年増加の傾向をたどっております。今年度計画でも、昨年十一月現在、七〇％近くが未消化の状態にあります。たとえば、五十三年度に住宅金融公庫は一千七百六十億、中小企業金融公庫は九百五十億、日本開発銀行は六百億、日本輸出銀行は四千九百八十億円の不用額を計上しておることなどからして、計画自体の見直しと今後のあり方を根本的に再検討すべきであります。その姿勢が見られませんか。その背景には、財政投融資計画が全体として国会議決の対象となっていないという現行制度の不備にあることを強調せざるを得ないのであります。

以上、五十四年度補正予算の問題点について、主要な点のみ指摘しましたが、一言で言えば、自然増収を受けた編成にすぎず、財政再建のため、五十五年度予算を含めた十四カ月予算という展望のある予算とはなっていないのが大きな欠陥であります。

大企業のための景気対策予算編成には十五カ月予算といった発想があっても、財政改革に關しては一切それがないというところに、政府・自民党の財政再建についての最大の欠陥のあることを指摘して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 草川昭三君。

〔草川昭三君登壇〕

○草川昭三君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十四年度補正予算三案に対し、反対の討論をいたします。(拍手)

本補正予算案は、表面的には、税収増に伴う国債発行額の減額、災害復旧等事業費、給与改善費等の所要の財源措置、地方交付税交付金、義務的経費の追加など、当然の措置がとられていることは事実であります。

しかし、一歩踏み込んで見るならば、国債発行額の減額措置は、財政危機を誇大に宣伝するため

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号

昭和五十四年度一般会計補正予算(第一号)外二件

二二四

に仕組まれた当初予算における意図的な税収の過小見積りが暴露されたと言わざるを得ません。また、税収増に伴う地方交付税交付金の追加額を歳出の補正として計上しながら、法律改正によって強引にその交付時期を五十五年度に繰り越そうとしているのは、単年度会計主義の原則に照らして疑問であります。

このような本補正予算案の背後にある政府の予算審議権監視の行為は、財政民主主義の精神に著しくともるものであり、われわれは政府の態度を認めることはできません。

以下、本補正予算案に反対する具体的な理由を申し上げます。

まず第一は、本補正予算案で明らかにした五十四年度当初予算における意図的な税収の過小見積りについてであります。

われわれは、当初予算の審議に当たり、適正な税収見積りも強く要求いたしました。しかし、政府は言を左右にして、その場を取りつくるたのであります。ところが、本補正予算案において、政府は、われわれの見通しどおり、一兆九千九百十億円にも上る租税及び印紙収入の追加措置をとり、当初予算における税収の過小見積りが約二兆円にも達することを認めざるを得なくなったのであります。とりわけ当初予算では、五十三年度よりも六千八百七十億円の減収と見込んでいた法人税などは、逆に七千八百四十億円の増収と修正をしたのであります。おおむね五十四年度経済は、政府の経済見通しに近い線で推移をしており、にもかかわらず、約二兆円もの増収が見込まれることは、国債発行額の減額が可能となったなどといった済まされるものでは決してありません。私は、五十四年度当初予算におけるこのような著しい税収の過小見積りは、国民に財政危機を宣伝し、一般消費税の導入を画策する政府の腹黒い意図が秘められていたと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

反対理由の第二は、国債発行額の減額が不十分であるとともに、行政経費の節減に徹底して取り

組む姿勢を欠いていることでもあります。

本補正予算案では、五十四年度当初国債発行予定額十五兆二千七百億円を一兆二千二百億円の減額措置を講じております。しかし、この減額措置は、政府の前向きな努力によって実現したものであるというところであります。前に述べた五十四年度当初予算における意図的な税収の過小見積りによって生じた増収分を、国債減額に振り向けにすぎないのではないのでしょうか。政府には、行政経費の節減などを通じて積極的に国債発行額の減額に取り組もうという姿勢は皆無と言っても言い過ぎではございません。私は、この際、国債発行の減額に対する政府の消極的態度を厳しく糾弾し、行政改革、補助金の整理の徹底を求めるとともに、巨額な国債発行がインフレを促進することのないよう、国債管理政策の確立を強く要求するものであります。

第三は、地方交付税交付金の五十五年度への繰り延べ措置についてであります。

本年度内における法人税、所得税、酒税の増収に伴う地方交付税交付金の追加額は、無条件で地方自治体に交付をされることが単年度会計主義の原則であるはずであります。ところが政府は、地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の成立をもちろみ、五十四年度における地方交付税交付金の追加額を大半を繰引に五十五年度に繰り越す措置をとろうとしたしております。政府の意図は、五十五年度における地方財政の財源不足を抑制したいということにほかならず、地方交付税制度の本質を見失った措置と言わざるを得ません。

しかも、五十四年度の地方財政は、四兆一千億円の財源不足を生じておるわけであり、ますますから、このため、地方交付税特別会計の借り入れと地方債の増発を余儀なくされているところであり、本年度内の増収に伴う地方交付税交付金の追加額は、あくまでも五十四年度に交付をすべきであり、政府の方針はとうてい認めることはでき

ないのであります。

第四は、本補正予算案は、たばこ定価の値上げを前提に編成された物価値上げ予算であるということが言えます。

たばこ定価の値上げは、消費者物価の上昇を加速させることは必至であり、OPECの原油価格の大幅値上げは、すでに卸売物価の著しい上昇をもたらしております。卸売物価の上昇は、やがては消費者物価の上昇に波及し、また、五十五年度に政府が予定している国鉄運賃などの公共料金の値上げは、消費者物価を大幅に押し上げると言わなければなりません。もしも消費者物価が急騰し、狂乱物価が再現されるのであれば、国民生活は窮地に立たされてしまうのであります。われわれは、政府の一連の公共料金値上げに断固反対をするものであります。

以上、本補正予算案に反対する主な理由を申し上げましたが、最後に一言、大平総理に申し上げたいと思います。

現在予算委員会が審議をしております昭和五十四年度政府予算案は、財政再建の名のもとに、福祉後退、物価値上げをもちろむ国民生活圧迫予算であると断ぜざるを得ません。大平総理は、われわれ野党の予算修正の要求に謙虚に耳を傾けるべきであることを、この際強く訴えるものであります。(拍手)

重ねて昭和五十四年度補正予算案に反対の態度を表明し、討論を終わるものであります。(拍手)
○議長(渡辺弘吉君) 渡辺貢君。

(渡辺貢君登壇)

○渡辺貢君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の補正予算案第三案に反対の討論を行います。(拍手)

反対理由の第一は、軍事予算の削減が全く行われていないこととあります。

日本共産党・革新共同は、昨年の予算案審議において、疑惑の渦中にあったグラマン社のB2C早期警戒機の購入予算の削除を強く主張し、ま

た、ロッキード社のP3C対潜哨戒機やダグラス社のF15戦闘機についても重大な疑惑を指摘しました。この主張がいかに正しかったかは、その後、松野頼三防衛庁長官が日商岩井から五億円にも上る巨額の賄賂を受領していたこと、また国会での審議で、岸信介元総理大臣がマクダネル・ダグラス社のフューサイス副社長と二度にわたって会談し、いわゆる海部メモに記載する請託を受け、岸事務所が多額の金を受領していた事実が明らかになったことによって、疑問の余地なく証明されたと言わなければなりません。(拍手)

また、最近の米ブラウン国防長官の緊急投入軍についての発言、米海兵隊司令官の在沖縄海兵隊の中東への緊急投入発言は、日米安保条約のもとで在日米軍がいかにわが国の安全を脅かす危険な存在となっているかを明白に示すものであります。

このような米軍に対し、不当な駐留経費の肩がわりを続け、一円の削除も行っていない本補正予算案に対し、民族の利益を擁護し、日本の真の独立と自主性を守る日本共産党・革新共同が反対するのは当然であると言わなければなりません。(拍手)

反対理由の第二は、本補正予算案が、福祉切り捨て、公共料金値上げ、所得税減税見送りによる実質大増税など、三重苦による国民大収奪の基本的性格を何ら変更していない点であります。

政府は、最近、福祉は欧米並みの水準に達したなどと称していますが、購買力平価による比較では、わが国の年金水準はヨーロッパ諸国の五ないし六割にすぎないではありませんか。

日本共産党・革新共同は、老齢福祉年金を三万円に引き上げるなど、年金水準の改善や、高齢化社会に備え国会に老後保障問題特別委員会を設け、年次計画を作成することを主張しています。が、これらの措置を含む福祉の向上こそ急務と言わなければなりません。(拍手)

反対理由の第三は、本補正予算案が、財政再建

の基本的な課題について正面から答えていない点であります。

政府は、昭和五十四年度の自然増収を財源として、当初予算の公債発行額を一兆二千二百億円減額しました。しかしながら、そもそも当初予算が予算総額の三九・六%にも当たる十五兆二千七百億円に上る巨額の国債発行を予定していたのであります。これではとうてい将来にわたる国債償還費増大の第二次財政危機を緩和できるものではありません。

真の財政再建を実現するためには、国民生活の防衛を何より優先させながら、不公平税制の抜本的是正、軍事費や大企業向け支出など不要不急経費の大胆な削減、民主的行政改革の断行など、国民本位の施策を前進させ、あわせて国債発行を大幅に縮減する必要があります。

しかるに、本補正予算案は、財政破綻を、増税、福祉切り捨て、公共料金値上げなど国民犠牲で切り抜けようとし、大企業本位の税制、財政の仕組みに何ら手をつけず、真の財政再建からほど遠いものとなっているのであります。

反対理由の第四は、本補正予算案が、地方財政の危機を一層深刻なものにしている点であります。

本予算案は、一兆九千九百億円の自然増収を見込んでいますが、そのうち地方交付税交付金の追加額四千四百七十三億六千万円は、当然、五十四年度分の交付税として地方自治体に配分すべきであるにもかかわらず、政府はこれを五十五年年度の地方財政対策として、国の負担を軽くするための財源として措置しようとしています。これは、地方自治体の財源を国が恣意的に扱い、地方自治体を一層借金まみれにし、地方財政の危機を深めるものであって、断じて承認することはできません。

わが党は、この措置に反対するとともに、基準財政需要額を圧縮した五十四年度の政府の財政対策から見ても、これを五十四年度の交付税として配分することを強く要求するものであります。

昭和五十五年二月十二日 衆議院会議録第六号

日本共産党・革新共同は、以上の理由により本補正予算案に反対するとともに、アメリカと大企業の圧力を排除し、国民生活防衛を最優先とし、大企業本位の経済構造の転換を図ることこそ、国民の願いにかなえる経済危機打開、日本経済と財政再建のただ一つの道であることを重ねて強調し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 木下敬之助君。

〔木下敬之助君登壇〕

○木下敬之助君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております昭和五十四年度補正予算三案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

私は、昨年の秋の総選挙で当選させていただいた一年生議員であります。今回提案されました補正予算を見て本当にびっくりしたのであります。それは何かと言いますと、私たち国民の税金であります租税及び印紙収入が、当初予算に比べて実に二兆円近くも増収になっていることとあります。一般庶民には二兆円という金額は想像もできませんが、昨年あれだけ国民の関心を集めた一般消費税の導入による大幅増税とそれほど大きく違わない税収であります。

五十四年度の当初税収見込み額が二十一兆五千億円でありますから、その見込み違いは約一〇%弱に達します。国の財政を預かり、昨年の大増税キャンペーンをリードした大蔵省が、これほど大きな誤算をしていたとはとても信じられないこととあります。国民は何を基礎にして国の財政を判断したらよいのか迷わざるを得ません。

翻って、なぜこのような税の大幅見込み違いが生じたのか、どこに責任があるのかを見きわめる必要があると思います。

すでに、この問題については、わが党の先輩議員であります高橋議員が、昨年の三月二十日に大蔵委員会での税の過小見積りについて質問いたしておられます。そのとき、すなわち、五十四年度の当初税収見積り八・三%の伸び率はいかにも少な過ぎるのではないかと、赤字公債の額を多く見せて、それをてこにして増税キャンペーンに使うのは小細工ではないか、できるだけ実態に近い数字を出すべきだ、こう政府に迫ったのであります。

このときの政府の答弁は、昭和五十四年度の経済見通しを基礎にしたもので、経済見通しが大幅に狂わない限り決して間違った税収見込みではありまないと答えているのであります。

ところが、現在すでに五十四年度の経済の実績見込みが発表されておりますが、名目成長率、実質成長率、消費者物価上昇率、一人当たり雇用者所得、このいずれを見ても当初見込みとはほとんど違いがなく、むしろ税収減になる要因があらわれているのであります。わずかに鉱工業生産指数が予想より若干上回った程度にすぎません。

にもかかわらず、税収が二兆円も狂い、その責任が一切問われないというのは一体どういうこととありましようか。(拍手)最近の若者は無責任であると言われまますが、国家財政の根本である税収の見込み違いを二兆円も行っていながら、その責任を全く感じないという政府こそ無責任と断ぜざるを得ません。(拍手)

確かに税収がふえたのだから結構なことかも知れませんが、国民に大幅増税をキャンペーンするのであれば、その基礎数字はできるだけ正確な実態に近い数字をはじく努力をすべきであります。過小な見積りを意図的に行って、結果として増収が出ればもうけものだという態度がもし政府に少しでもあるとすれば、これほど国民を愚弄するものはほかにありません。国民の政治に対する不信感はずます助長されるのであります。政治は、真実をそのまま国民に公開して参加を求め、同時に、国民各自に責任を自覚していただく努力を断に積み重ねなければならぬと思います。

このことは、国、地方を通じる行政改革にも当てはまることであります。昨年からことしにかけて数多くの不正経理事件が発覚して、国民の注目を集めました。にもかかわらず、補正予算では行政経費の節約はまことに微々たるものであります。わが党が主張する行政改革の断行は、決して役人いじめをしているものではありません。戦後三十五年、いまもう一度、国、地方の行政機関は何をなすべきなのか、何を行ってはいらないか、国民の税金は本当に有効に使われているのか等の見直しを国民全体に訴えているのであります。

現在のあるがままの行政の実態を国民に公開して見直しを行って、国民参加のもとで新たな行政のあるべき姿を真剣に考えなければなりません。一時しのぎの行政改革は、国民の決して納得を得るものではありません。政府は、さらにさらに勇断をもって行政改革を断行されんことを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(瀬尾弘吉君) 昭和五十四年度一般会計補正予算(第一号)外二件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも否決であります。この際、原案について採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。三件を原案のとおり可決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

○議長(瀬尾弘吉君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長(瀬尾弘吉君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。
〔議場閉鎖〕
○議長(瀬尾弘吉君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕
○議長(瀬尾弘吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

昭和五十五年二月十二日

衆議院會議録第六号

所得税法の一部を改正する法律案外一案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明

高橋 繁君	瀬野栄次郎君	柴田 弘君	坂井 弘一君	権藤 恒夫君	草川 昭三君	木内 良明君	長田 武士君	岡本 富夫君	大野 潔君	小川新一郎君	石田幸四郎君	飯田 忠雄君	新井 彬之君	渡辺 三郎君	米田 東吾君	横山 利秋君	湯山 勇君	山本 幸一君	山田 芳治君	山口 鶴男君	安井 吉典君	森井 忠良君	村山 喜一君	松浦 利尚君	広瀬 秀吉君	長谷川正三君	芳賀 貢君	野口 幸一君	中村 茂君	塚田 庄平君	高田 富之君	多賀谷真穂君	田邊 誠君	新盛 辰雄君	新村 勝雄君	清水 勇君	渡沢 利久君
竹人 義勝君	田中 昭二君	鈴切 康雄君	坂口 力君	斎藤 実君	小濱 新次君	北側 義一君	貝沼 次郎君	沖本 泰幸君	近江巳記大君	大久保直彦君	市川 雄一君	池田 克也君	有島 重武君	浅井 美幸君	渡部 行雄君	吉原 米治君	横路 孝弘君	山本 政弘君	山花 貞夫君	山田 耻目君	安田 修三君	森中 守義君	村山 富市君	武藤 山治君	前川 日君	日野 市朗君	馬場 昇君	野坂 浩賢君	中村 重光君	土井たか子君	武部 文君	高沢 寅男君	田畑政一郎君	田口 一男君	新村 源雄君	下平 正一君	島田 琢郎君

中井 治君	高橋 高望君	近藤 豊君	小平 忠君	神田 厚君	岡田 正勝君	小沢 貞孝君	青山 丘君	四ツ谷光子君	三浦 久君	正森 成二君	藤田 スミ君	東中 光雄君	則武 真一君	中林 佳子君	寺前 巖君	津川 武一君	田中美智子君	瀬崎 博義君	柴田 睦夫君	小林 政子君	工藤 晃君	金子 満広君	梅田 勝君	井上 敦君	渡部 一郎君	吉井 光昭君	山田 英介君	森田 景一君	古川 雅司君	伏屋 修治君	平石磨作太郎君	林 孝矩君	西中 清君	島居 一雄君	谷口 是巨君	竹内 勝彦君
中野 寛成君	竹本 孫一君	塩田 晋君	小淵 正義君	木下敬之助君	春日 一幸君	大内 啓伍君	稲富 稔人君	渡辺 貢君	三谷 秀治君	松本 善明君	藤原ひろ子君	不破 哲三君	林 百郎君	野間 友一君	中島 武敏君	中川利三郎君	辻 第一君	多田 光雄君	瀬長亀次郎君	庄司 幸助君	栗田 翠君	木下 元二君	浦井 洋君	岩佐 恵美君	安藤 巖君	和田 一郎君	山田 太郎君	数仲 義彦君	松本 忠助君	二見 伸明君	伏木 和雄君	春田 重昭君	長谷雄幸久君	中川 嘉美君	玉城 栄一君	武田 一夫君

岡田 春夫君	阿部 昭吾君	和田 耕作君	米沢 隆君	横手 文雄君	三浦 隆君	保夫君	西田 八郎君	永江 一仁君
橋崎弥之助君	渡辺 武三君	和田 一仁君	吉田 之久君	宮田 早苗君	部谷 孝之君	西村 章三君	永末 英一君	

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(瀬尾弘吉君) この際、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

所得税につきましては、税負担の公平確保の見地から、利子配当所得等について総合課税へ移行するための所要の措置を講ずるとともに、現下の財政事情、所得税負担の実情等にかんがみ、高額な収入部分に適用される給与所得控除の控除率を引き下げるほか、所要の改正を行うこととしております。

まず第一に、利子配当所得等につきましては、昭和五十九年から総合課税へ移行することとし、そのための措置として少額貯蓄等利用者カード制度を設けることとしております。

すなわち、郵便貯金、少額預金の利子所得等の非課税制度の公正な運営と利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、少額貯蓄等利用者カードによる少額預金の利子所得等の非課税限度額の確認制度を設ける等所要の措置を講じております。少額貯蓄等利用者カードは、郵便貯金、少額預金の利子所得等の非課税制度を利用しようとする者の申請に基づいて交付することとしております。

なお、少額貯蓄等利用者カード制度については、国民の理解と慣熟を得る必要があること、また、国税当局、金融機関等の対応体制を整えるための準備期間を要すること等にかんがみ、本法律案において所要の措置を講ずることとしております。

第二に、給与所得控除について、給与収入一千万円超の部分に適用される控除率を現行の一〇％から五％に引き下げることにするほか、所要の改正を行うこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、税負担の公平確保の見地から、企業関係租税特別措置等について大幅な整理合理化を行うほか、土地税制について、主として大都市における住宅地の供給等の実情に顧み、その基本的枠組みを維持しつつ所要の改正を行うこととしております。

すなわち、第一に、企業関係の租税特別措置につきましては、適用期限にかかわらず全面的な見直しを行うこととし、まず政策目的の意義の薄れたものや政策効果の期待できなくなったもの等を重点として、十項目を廃止することとしております。

また、存続する項目につきましては、中小企業対策、農林漁業対策、資源・エネルギー対策及び科学技術の振興等に配慮しつつ、一律に縮減することを基本とし、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度については、収入金額に係る控除率及び所得金額に係る控除限度額を二割引き下げ、特

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号

所得税法の一部を改正する法律案外一案についての竹下大蔵大臣の趣旨説明 所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山田芳治君の質疑

二二八

定設備等の特別償却制度については償却割合を二割から五割引き下げるとともに、証券取引責任準備金等については積立率を五割引き下げると、所得控除制度、特別償却制度及び準備金制度の大半にわたって、その大幅な縮減合理化を行うこととしたしております。

さらに、登録免許税の税率軽減措置等について、企業関係の租税特別措置の場合と同様大幅な縮減合理化を行うこととしたしております。

第二に、土地、住宅対策に資するための措置であります。

まず、短期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限の定めを廃止することとしたしております。次に、長期譲渡所得の課税の特例について、円滑な宅地の供給と土地の有効利用を推進する等のため、昭和五十五年一月一日から、譲渡益のうち現行二千万円まで二〇〇となつてゐる比例税率部分を四千万円まで引き上げるとともに、四千万円を超え八千万円までの部分については二分の一総合課税とすることとし、八千万円を超える部分については現行の四分の三総合課税方式を維持することとした上、その適用期限の定めを廃止することとしたしております。

また、優良宅地等のための長期譲渡所得の課税の特例について、実情に即しその適用対象の要件を緩和するほか、既成市街地等内中高層耐火共同住宅を建設するための買いかえ等の場合の譲渡の課税の特例を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

さらに、住宅取得控除について、良質な住宅への住みかえによる居住水準の向上に資するため、その適用対象に一定の既存住宅を取得した場合を加える等、所要の措置を講ずることとしたしております。

第三に、少額公債の利子の非課税制度、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長する等所要の改正を行うこととしたしております。

ります。

以上、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(瀬尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山田芳治君。

〔山田芳治君登壇〕

○山田芳治君 私、日本社会党を代表いたします。ただいま提案をされました所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、総理及び大蔵、郵政、厚生、の各大臣に質問をいたします。

そもそも政治の基本は、正義の実現であり、公正の確保であります。いわゆる「さしき」を憂へ、等しからざるを憂へ」という言葉は、まさに政治の要諦を示す言葉として人口に膾炙されているところであります。が、なかなか、税財政制度の根本理念として欠くことのできない考え方であり、また、わが国経済のここ数年の実情を見ますと、長期不況の回復過程の中で、大企業は巨額の利益を享受するために、厳しい減量経営、人減らし合理化と下請企業に対する締めつけを強め、中小企業の倒産は、昨年十二月においては前年同月比二・一・二増と、史上最高を記録したのであります。

また、国民生活においては、所得と富の格差は拡大し、雇用問題は深刻となり、電気ガソリンを初めとする公共料金の軒並み値上げや原油価格の高騰で、卸売物価は、この一月で前年比年率二・八%を超えるような状態であり、消費者物価もまた、二けた台の上昇は必至とされる情勢にあります。

また、今日こそ、国民生活防衛のため、インフレ対策、エネルギー政策、交通運輸政策、食糧政策、高齢化社会への対応などの社会保障政策が焦点の課題となっております。税財政政策の重点も、また、このような社会経済的課題への対応に大きく切りかえていかなければならないのであります。

す。

一方、当面の財政運営の最大課題は、財政の再建であることまた論をまかせません。政府の財政再建は減量財政、すなわち福祉の切り捨て、生活関連支出の削減に主眼を置いていることは、五十五年度予算の政府原案において如実に示されているところであります。インフレ、不況、物価高で国民生活が厳しい状況の中で、こうした福祉の後退、切り捨てを絶対に許してはなりません。むしろ反対に財政再建の第一は、大衆取奪路線の一般消費税の導入ではなく、不公平税制の是正と過去において租税特別措置等によって蓄積された資産に対する課税や、担保能力のある大企業に対する課税による収入の確保により、税制に対する国民の信頼を確保することであり、

第二に、歳出については、不要不急の経費の思い切った削減と歳出の計画化を図ることであり、従来の長期支出計画と言へるものは、公共事業計画にとどまり、社会保障関係の長期計画は皆無であります。今日必要な行政の効率化とは、国民生活の安定と福祉の充実が出发点でなければなりません。特に老後の生活の安定を確保するためにも、年金を初めとする社会保障関係の計画化を図ることがきわめて重要な財政再建の柱の一つであるといふことは疑いもないところであります。こうした立場に立つて、私は、わが党の主張を申し述べながら質問をいたしたいと存するところであります。

第一の質問は、昨年十月の総選挙において示された国民の意思は、一般消費税導入の明らかなる否定でありました。

従来から、総理は、国民の理解を得てという言葉を使ひばお使いになられます。国民の理解とは、総選挙による民意の表明が最も尊重されるべき意思表明であると思ひます。その総選挙で、国民は明白に一般消費税の導入を拒否したのであります。一般消費税あるいは表現を変えても同一内容の取引高税的な間接税を、少なくともこの衆議院議員の任期中は導入すべきでない、そういうふう

に明言すべきであると存するわけであります。とりわけ、さきの当院における財政再建に関する決議の趣旨に照らしても当然のことであると考えますが、この際、国会を通じて、国民に対して、一般消費税を導入しないという点について、総理の明白な考え方を示し願ひたいと存するのであります。(拍手)

第二に、不公平税制の是正について、大蔵大臣にお尋ねをいたします。私たちの言う不公平税制は正というのは、単に政策税制、すなわち、租税特別措置の減免措置といった狭い範囲ではなくて、応能原則、担保能力に即した公正な税制を実現することを意味するものであります。

この観点から、わが党は、さきに発表した中期改革案において、一般消費税を導入しないで五兆円を超える増収のための税制改革案を提示しておりますけれども、当面措置すべき改正案を提言いたしますので、それに対する明確なお考えをお示し願ひたいと存じます。

その一つは、所得税に関するものであります。給与所得控除の限度額を給与収入八百五十万円で頭打ち、すなわち、百九十万円で頭打ちとするならば、約三百億円程度の税収が得られるのであります。その意思があるかどうか、まずお伺いをいたします。

また、高額所得者に対して付加税制度を設けてはどうか。すなわち、課税所得一千万円以上の高額所得者に対して、その超える部分に対して一〇%の付加税を課せば、約千三百五十億円の増収が

図られるわけであり。政府案の給与所得控除については、一千万円を超える控除率の五%の引き下げでは、わずか二百六十億程度の収入しか得られないのではないかと懸念します。この点について、大蔵大臣のお考えをお示しいただきたいと存じます。(拍手)

次に、利子配当所得の分離課税の特別措置の廃止と総合課税に移行する政府提案は、わが党の従来の主張であり、遅きに失したとはいえず、昭和五十九年一月一日より施行されることになり、一歩前進として評価するにやぶさかではありませんけれども、なお疑問とする点がありますのでお尋ねをいたしたいと存じます。

その第一点は、昭和五十八年度までは源泉分離選択における分離税率を五〇%程度に引き上げて総合課税に移行する措置をとられてはどうか、そういう点についてお尋ねをいたします。

これに関連をいたしまして、少額貯蓄等利用者カード、いわゆるグリーンカードの導入ではなくて、課税所得限度の引き上げで対処するということは考えられなかったであろうかということでもあります。すなわち、現在、給与所得者の場合、夫婦子供二人の標準家族で課税最低限は二百一十五千円でありましたが、この限度を引き上げて、利子所得の非課税分、たとえば六百万円とするならば、利子六%として三十六万円を上積みして二百三十七万五千円とすれば、カード制度を導入しなくてもその目的は達せられると思うのでありますが、こういったことを検討されたかどうか、お伺いをいたします。

第二に、カード導入に当たって、このカードが、程度の差で国民管理の強化につながるものではないかとの国民の不安は、ぬぐい切れないものがあります。この点について、国民総番号制の導入や他目的に使われない保証と預金の秘密等を他に漏らさない保証、特に金融機関における守秘義務には罰則もないわけですが、これを一体どのように指導されるか、この国会を通じて国民

に明確にお答えを願いたいと存するところであります。(拍手)

また、郵便貯金において、この制度について新聞やその他の雑誌で、金融機関からは、郵便貯金についてはしり抜けである、大蔵省は郵政省に対して財投資金の郵便貯金の関係もあり、手を触れないというような批判もあるわけでありますが、この点について国民に対して明確な説明を、この国会を通じて郵政大臣から御説明をお願いしたいと存するところであります。

次に、法人税関係について質問をいたします。五十五年度予算編成当初、大蔵当局は法人税率の引き上げを意図していたにもかかわらず、財界筋からの強い反対に遭い、一夜にして撤回をしたと言われていることは、まことに遺憾千万であります。(拍手)外国に比べても法人税の実効税率の低さは、このことの問題を避けて通れないという問題であります。異例ではあるけれども、来月にも税制調査会を開いて法人税の洗い直しを行うという新聞報道もありますが、その際には、これから述べる点についても十分議論をされるということが必要であると存じます。

すなわち、法人課税に当たっては、まず基本的な考え方として、従来から主張されてきている法人擬制説、つまり法人は個人の集まりであるから、その所得は個人に還元されるという考え方をとらないで、法人は独立したものととして、法人実在説的な考え方に基づいて、法人利潤税の方向で法人税制を組直すべきではないかと存するものであります。

そういった考え方に立って、まず第一に、法人税率に累進率を導入すべきだと考えます。現行の法人税は二段階比例税率でありますけれども、これを所得を基準とした軽度の超過累進税率にすべきではないかと思いますが、大蔵大臣はいかにお考えでありますか。

また、これに伴い配当軽減税率を廃止するとともに、法人の受取配当は益金に算入されていない

という現行制度を改めて、全額益金算入を行うべきであると思いますが、この点について大蔵大臣の所見はいかがでありましょう。

そもそも、所得すなわち利益があるから配当するのでありますから、所得がなければ配当するはずがないのでありますから、こういった措置をすべきであります。

なお、配当軽減税率の廃止で千七百三十億、受取配当益金不算入制度の廃止で千二百二十億円の増加が見込まれるのであります。

その他、租税特別措置について見ますと、今回一定の見直しをされ、これは一歩前進ではあります。各引当金の適正化がまだまだ必要であります。

特に退職給与引当金は、今回政府案において五〇%を四〇%に引き下げられましたが、定年延長必至の状況から見ても、まだまだ不十分であります。

また、貸し倒れ引当金は、金融機関の引き当て率については順次引き下げられてまいりましたが、現実の貸し倒れの発生状況と引当金との差は、金融機関でも五倍程度の差があり、縮小すべきであり、当面一億程度の増収を図るぐらいの圧縮を考慮すべきと思いますが、いかがお考えでありますか。

その他、昭和四十九年度行われた会社臨時特別税を導出し、財政再建期間中だけでも協力を求めたいというかがであります。これによって毎年二千七百億程度の増収を図ることができると思いますが、このお考えをお示しいただきたいと存じます。

また、現行の有価証券取引税は余りにも安過ぎます。その税率を二倍に引き上げれば九百八十億程度の増収が見込まれます。これぐらいは一日も早く実施すべきことだと存じますが、決断のほどをお伺いをいたしたいと思います。

このほか、交際費の課税の強化、大企業の広告費課税の新設、減価償却期限の延長、富裕税の新

設等も当然検討されてしかるべきであると思いますが、その意思ありや否や、お答えを賜りたいと存じます。

以上、増税面について質問をいたしました。そこで所得税の減税についてお伺いをいたします。

社会党は、過去二年間行われなかった所得税の物価上昇による調整減税三千七百億程度の措置すべきであると主張し、他の野党の皆様方にも同意を求めているところでありますが、この点について所見をお聞かせいただきたいと存じます。

所得税の人的控除の現行二十九万円をせめて三十二万円程度に引き上げ、低給与所得の控除五十万円を七十万円に引き上げ、高齢者所得控除の年齢の引き下げについても、現行六十五歳を六十歳に引き下げることも等々緊要な要求であると思われしますが、お考えをお伺いをいたしたいと思します。

最後に、厚生大臣にお伺いをいたします。

先述をいたしましたように、財政再建には、単に税の増収を図るのみでは国民の理解は得られません。治水事業や下水道計画等と同様に、社会保険、福祉についても一定の計画を樹立し、老齢化社会が進む日本において、老後の生活の安定と生きがいを図ることは、財政再建に対する国民の理解を得る絶対的な条件であると存じますが、その計画を樹立する意思ありや否やをお伺いをいたしたいと存じます。

以上、今回提案されました所得税法及び租税特別措置法の一部改正についての質疑をいたしました。国民に対して、この国会を通じて誠意ある明快な御答弁を期待して、私の質問をいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 山田さんの私に対する御質問は、いわゆる一般消費税の導入についてのお尋ねでございます。

この問題につきましては、すでに去年の十二月

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号

二十一日に本院における財政再建に関する決議がございまして、その方向が示されております。したがって、この問題につきましては、この決議を踏まえまして、政府としては、歳入歳出を通ずる財政構造の健全化をどうして達成するかという見地から、広く各界各層の意見を聞いて結論を得たいと存じております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

私に対する質問は十七項目ございまして、

給与所得控除を給与収入八百五十万円までで頭打ちとせよということでございます。

現行の給与所得控除は、給与収入の増加に応じて通減的に控除額が増加する仕組みがとられておりますが、これは、勤務に伴う費用が収入の増加に応じて何が増加するということと実質及び給与所得とその他の所得との負担の調整を図ることを考慮して設けられたものでありまして、このような仕組みは今後も維持する考えであります。

今回の所得税法の改正案におきましては、控除率が通減する上記の仕組みの考え方をさらに徹底するために、給与収入一千万円超の控除率を現行一〇%から五%に引き下げることにいたしましたところでありまして、控除率の頭打ちを復活することは適当でないと考えております。

次は、一千万円以上の所得のある者に対する付加税の問題でございます。

わが国の所得税負担は、住民税を含めた実効税率で見ますと、給与収入二千万円程度までは主要諸国の中であまり低いのに對しまして、給与収入四千万円程度を超えますと主要諸国の中で最も高いものであります。このような累進度の高い状況のもとで、さらにこれを強めるような高額所得者付加税を導入いたしますことは、所得税負担のあり方として適当ではないと考えております。

次は、利子配当所得の総合課税問題についてであります。

御指摘のような考え方にはつきましては、税制調

所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山田芳治君の質疑

査会も検討をされましたが、少額貯蓄非課税制度や郵便貯金の非課税制度は、国民生活の実態等から見ましてこれを存置することは必要であるとされたところでありまして、これらの非課税制度を廃止して、これにかえて課税最低限を引き上げるという考え方は適当でないと考えております。

また、少額貯蓄非課税制度を廃止し、利子はすべて総合課税とする場合は、貯蓄者の他の所得との関係にもよりまして、利子配当に對し源泉徴収された税額について確定申告時に膨大な件数の還付をしなければならぬことになることが予想されまして、税務執行の面で対応が困難となるという問題もございまして、これを御理解いただきたいと思ひます。

さらに、源泉分離選択税率の問題についてでございますが、源泉分離選択税率を引き上げる場合には、現行の体制のもとでは課税貯蓄が非課税貯蓄に逃避したり、また仮名取引の増加を招来する結果となるなど、かえって不公平を生ずるおそれがあるため、少額貯蓄等利用者カード制度による本人確認と名寄せの体制の整備が可能となる昭和五十八年十二月末までは、現行制度を据え置くのが適当であると考えております。

次に、少額貯蓄等利用者カード制度は、利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するために設けたものであります。国民のプライバシー保護の万全を期する見地から、今回提案しております所得税法改正案におきまして、カード及びその記載事項については、国税に関する事務以外の目的に利用することを禁止する規定を盛り込むことといたしております。金融機関の職員等につきましてもこの規定が適用されるわけでございます。

したがって、一般の国家公務員の守秘義務違反よりも重い罰則を設けることを考えております。

次に、法人税を見送ったのはなぜかという御質問でございます。

五十五年度におきましては、多額の自然増収を

背景に、歳出規模の抑制と租税特別措置の大幅な整理合理化等によりまして予算編成に必要な財源は確保できたということからいたしまして、法人税率の引き上げ等の一般的な増収措置は講じないということにいたしました次第であります。

それから、法人実在説の立場に立つての御意見がございました。

自然人につきましては、所得再分配や所得の効用通減の見地から累進課税を行うことが妥当とされておるところでございますけれども、法人につきましてはこのような考えをとることはできませんので、法人税について累進税率を導入することは適当でないと思われます。また、法人税については累進税率を採用した場合に、税負担軽減のための会社分割を招くなどの問題がございまして、

次に、支払い配当課税制度及び受取配当の益金不算入制度は廃止すべきという問題であります。

配当課税制度及び受取配当の益金不算入制度は二重課税調整のための仕組みでありまして、諸外国におきましても、方式や程度の相違はございますが、何らかの調整措置が講じられておるところであります。

なお、これらの制度を含めた法人税の基本的な仕組みのあり方につきましては、企業の資金調達形態、個人投資家の金融資産の選択、企業間の税負担のバランス等に及ぼす影響や効果、諸外国の動向等も見定めながら、今後ともこれは検討してまいりたいというふうに存じております。

それから、租税特別措置は、一応評価するが、いろいろな問題があるという御指摘でございます。

金融保険業以外の業種に係る貸し倒れ引当金の法定繰入率につきましては、昭和五十四年度税制改正におきましておのおの二割程度の引き下げを行つたところでありまして、また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

なお、金融保険業の貸し倒れ引当金の法定繰入率につきましては、昭和五十四年度税制改正におきましておのおの二割程度の引き下げを行つたところでありまして、また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

二二〇

なお、金融保険業の貸し倒れ引当金の法定繰入率につきましては、五十五年度は、前回改正時における経過措置適用期間中であることといたしまして、五十六年九月期からその引き下げを図ることとした、このように考えております。

それから、御意見の中で、会社臨時特別税を復活すべきではないか、こういうお考えでございます。

昭和四十九年に、物価の高騰等経済の異常な事態に對する措置として、時限的、二カ年でございしますが、設けられたものであります。現在の経済情勢は当時とは異なっておりまして、便乗値上げやこれによる異常な利益の稼得というような現象は見られないことから、復活するような状態にはないものと考えております。

それから、有価証券取引税の税率の問題であります。有価証券取引税につきましては、昭和五十三年度の税制改正において、株式、株式投資信託等に係る税率を五〇%引き上げたばかりでございます。また、利益の有無にかかわらず課税をするというその性格からいたしまして、おのずから限界があると思つております。

法人税等について、次の措置を講ずべきではないかというように、次から、交際費課税の問題が議論をされました。

五十五年度においてさらに強化を図ることは、やっぱかりでございますので適当でないと考えております。

それから、交際費をさらに強化すべきであるとの御意見につきましては、今後交際費の支出状況等を見ながら、さらに課税の強化を図る必要があるかどうかを検討したいと存じております。

それから、法人税等について、広告税の問題がございました。

広告税につきましては、従来から交際費課税とのバランスと、そして過剰広告対策の観点から見て何らかの課税を行うべきであるとの議論があります。一方に、社用消費的要素が見られない広告

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

また、五十五年度は経過措置適用期間中でもあることからいたしまして、これを引き下げることは適当でないとと思ひます。

費を交際費と同一視することや、過剰広告対策を税制として取り上げることが適当かどうかという問題もござりますので、なお引き続き検討させていただきます。

法人税等について、減価償却の問題も御質問がございました。

減価償却資産の法定耐用年数につきましては、資産の物理的寿命、経済的陳腐化を加味して客観的に定められたものでありますので、欧米諸国に比較して必ずしも短いとは言えません。

それから、富裕税の問題がございました。所得税の補完税としての性格を持つものであります。最高税率は個人住民税を合わせた場合九三％に達しますので、富裕税を導入するとしても所得税の補完税として機能し得る範囲は非常に狭く、多く税収を期待することは困難であります。

また、資産の把握、特に無記名公社債等の不表現資産の把握、土地や非上場株式等の評価等、執行面で困難が多いわけでございます。

次に、御主張のありましたいわゆる所得税減税、物価調整減税等の御意見でございますが、今日のような財政状態に加えて、わが国の所得税の負担水準は国際的に見て相当低くあります。課税最低限は夫婦二人の世帯で二百一万五千円でありまして、主要諸国の中でフランスと並んで高い水準にあります。

また、わが国における有業人口に占める所得税納税人員の割合は、諸外国と比較してこの方はかなり低くなっております。

以上の点から見て、物価調整減税を含め、減税を行うことは、いまのところ適当でないと考えております。

次に、高齢者控除の適用対象年齢の御意見を交えての御質問がございました。

国の老人福祉対策の基本となる老人福祉法の適用年齢とか、国民一般の年金、国民年金、農業者年金等々、いろいろバランスを考慮いたして、国

の老人福祉の体系との整合性から見ました場合、今日、引き下げるというところは適当でない、このように考えております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

○国務大臣(野呂恭一君) 社会保障の推進にはその計画化が必要であり、したがって、社会保障に関する長期的計画を策定すべきではないかという御質問であったと思いますが、山田先生御指摘の、社会保障の長期計画が個別の施策についての将来における数量的な目標を示すことを意味するものでありますならば、そのような計画の策定は実際問題として困難であると考えます。

しかしながら、本格的な高齢化社会の到来を控え、御指摘の社会保障が長期的かつ安定的に機能していくためには、今後の社会保障のあり方について国民の合意が得られまうように、その長期的展望を明らかにする必要があると考えます。このため、政府といたしまして、関係審議会の意見を聞きながら、社会保障の中長期的展望を明らかにできまうように、今後鋭意具体的な検討を進めてまいります。

なお、厚生省といたしましては、社会保障の中心をなす年金と医療について、その中期的、長期的展望を明らかにいたしますよう努力をいたしてまいりますが、まずその第一段階として、今国会において、健康保険法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の御審議をお願いしたいと考えているところでございまして、何とぞこれらの法律案の成立に對しまして御協力をお願い申し上げます。(拍手)

○国務大臣(大西正男君) 山田議員の御質問にお答えいたします。

議員のお尋ねは、郵便貯金の限度額のチェックはしり抜けではないか、こういうお尋ねでございますが、郵便貯金につきましては、御承知のとおり、預入限度額は現在のところ三百万円と定めら

れております。この限度額の範囲内におきまして、その利子は非課税とされておるところでございます。

非課税である郵便貯金の架空名義または限度額を超過する預入による利子課税免脱等を防止いたしますために、郵政省といたしましては、郵便局におきまして、預入の際、必要に応じて、預金者について本人確認のための証明資料の提示を求めることといたしておりますが、各地方貯金局におきまして、同一住所の預金者ごとにいわゆる名寄せを行いまして、架空名義による預入の防止または預入限度額管理の適正な運用に努めておるところでございます。

なお、限度額超過の事実が判明をいたしました際は、解約をすることといたしております。

以上、お答えをいたします。(拍手)

○議長(堀尾弘吉君) 柴田弘君。

○柴田弘君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案について、総理大臣及び大蔵大臣に質問をいたすものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、総理大臣にお伺いをいたしますが、総理は五十五年度を財政再建元年と定められ、所信表明演説において、財政再建について今後数年間でなし遂げると言明をされておられるのであります。総理の財政再建にける決意の文言は理解をいたしますし、国民が真に知りたいことは、財政再建の具体的な内容であります。総理は財政再建策の具体的な内容をまず国民に示し、理解を求めるべきであると考えておりますが、所信のほどをお伺いしたいのであります。

次に、財政再建を進める上で、不公平税制の是正、現行税制の見直しは不可欠な柱であり、この点について、以下お伺いをいたします。

政府の五十五年度税制改正案は、五十四年度当初に比べ四兆六千億円にも及ぶ税の自然増収に支えられて、国債の減額、不公平税制の是正のいずれから見ても十分なものと言わざるを得ないのであります。このことは、一般会計分における税制改正案による増収額が初年度三千五百十億円と、五十三年度の三千六百九十億円、五十四年度の四千八百四十億円に比べ、過去三年間で最も低い額であり、また具体的な項目でも法人税の引き上げの見送り、利子配当所得の分離課税の延長などからも明らかであります。私は、ここに政府の財政再建策に疑問を抱かざるを得ないのであります。

すなわち、政府の財政再建策は赤字国債の発行をゼロとする、単なる財政の帳じり合わせに視点を置くために、五十五年度のように税の自然増収が多額に見込めるときには、どうしても税制改正、特に不公平税制の是正を後退させているのであります。

総理、財政再建について国民の合意が必要なこととは、さきの総選挙の結果から見ても明らかであります。国民の合意を得るためには、政府が取るべきところからはきちんと取るといふ税制改正を断続的努力で行うべきであります。

私は、この意味からも、景気が比較的好調なこの時期における法人税の引き上げ、利子配当所得の総合課税の早期実施は実行すべきであると考えられるのであります。五十五年度税制改正において実行すれば、福祉の向上と国債の減額にもつながることとなります。総理の再考を強く求めるものであります。総理の再考を強く求めるものであります。(拍手)

次にお尋ねしたいことは、政府が相変わらず一般消費税の導入など大衆増税の強行に執着していることである。

さきに大蔵省が国会に提出いたしました財政収支試算は、五十六年度から五十九年度の四年間で五兆八千億円の増税を必要としております。し

かも、この財政収支試算は、政府の新経済社会七カ年計画を根拠としているものの、名目経済成長率は五十六年度以降の平均が一・四％となり、新経済社会七カ年計画が当初予定をしていた一〇・六％はもとより、五十三年度九・七％、五十四年度八・二％、五十五年度政府見通し九・四％の当面する経済情勢を大幅に上回るものであり、実現性に大きな疑問が持たれているのであります。

また、われわれが仮に政府の当初計画であった平均名目GNP一〇・六％、租税弾性値一・二で試算すると、五十九年度までの増税必要額は七兆八千五百億円の巨額に達し、政府の財政収支試算はまさしく増税計画書としか言い得ないのであります。

政府、特に大蔵省は、財政収支試算のほかにも「財政再建を考へる」というパンフレットや、標準的な世帯の受益と負担についての試算などを公表しておりますが、それらが意図するものは明らかに大衆増税であります。

財政当局が、総選挙で示された国民の意思を無視して、大衆増税のキャンペーンを行っていることに對し、国民は依然として増税の脅威から逃れることはできないのであります。

財政再建については、一般消費税の導入など大衆増税によるのではなく、景気の持続的な維持を初め、行政改革、歳出の節減・合理化、税負担の公平の確保、現行税制の見直しなどによって推進することは、今国会の当初において全会一致で決議したところであります。

したがって、この際、総理の言われる財政再建とは、果たして大蔵省のキャンペーンのような大衆増税によるものなのか、国会決議に基づくものなのか、その具体的な内容を明確にしていきたいと思いますのであります。(拍手)

もし、それが国会決議に基づくものであれば、一般消費税などの大衆増税について白紙撤回を求めるものであります。総理の所信のほどを承っておきたいのであります。(拍手)

次に、大蔵大臣に質問をいたしますが、私は、端的に申しまして、近年の大蔵省の税収見通しは誤差があり過ぎるものと考えられます。

確かに、税収はあくまでも見通しであり、円高や円安、また石油値上げなど、経済情勢に予測をしない変動があったことも事実であります。それにしても、税収見通しの狂いは、五十二年でマイナス九千億、五十三年度ではプラス七千七百億、五十四年度はプラス一兆九千億、五十五年度はプラス一兆二千万の規模になっているのであります。この金額がいかに多額であるかは、過去、四十年以来の税収見通しの誤差は、プラスマイナスともに約二千億から三千億であったことからも明らかであります。

また、租税弾性値でも、五十三年度は当初の〇・六五から実績一・〇三、同じく五十四年度は〇・八から実績見込み一・五六と、見込み違いがはなはだしいのであります。

特に五十三年度、五十四年度は、政府が一般消費税の導入を積極的に打ち出した時期でもあり、国民から政府が意図的に過小見積もりをしたと言われてもやむを得ないものであります。

税収見通しにこれほどの大きな誤差が生じた理由は一体何なのか、具体的に示されたいのであります。また、本当に五十四年度及び五十五年度の税収見込みに自信をお持ちになっているのかどうか。

われわれは、五十四年度の租税弾性値が一・五六にもなっていることから、さらに自然増収が見込まれるものとも推測をいたすものであります。大蔵大臣の御見解を伺っておきたいのであります。

さらに、大蔵省の財政収支試算によると、五十六年度以降五十九年度まで毎年度一兆一千億から一兆八千億円の増税が必要とされていますが、われわれは、政府の税収見通しが、先ほど述べたように誤差があり過ぎること、財政収支試算が単なる帳じり合わせであり、経済の実態との整合性

に欠けることから、どうしても大衆増税の必要性を認めることができないのであります。また、大蔵省がいたずらに増税を強調することは、国民生活と経済動向にも悪影響を及ぼすものになると考えるものであります。大蔵大臣の所見をお聞かせ願いたいのであります。(拍手)

次に、利子配当所得の課税の特例について質問をいたします。

利子配当所得の総合課税化は、長年の懸案であつたにもかかわらず、グリーンカード制の導入を理由に、五十九年一月一日まで延長されております。

利子配当所得の総合課税化は、単にグリーンカード制の導入の準備期間が必要というだけでは済まされない問題が残っております。たとえば、利子配当所得に対する所得税の源泉分離課税とや申告不要制度は、住民税が非課税となる障壁にもなっておりますので、五十四年度ベースで見ても、所得税は四百九十億円の減収となり、住民税では、道府県民税二百七十三億、市町村民税五百四十五億円となつて、合計で八百十八億円の減収をもたらしています。

政府は、五十五年度に標準世帯の住民税の課税の最低限を百五十八万四千円に引き上げ、それに要する財源は六百七十億円でありますが、この財源調達には、地方財政の逼迫から、均等割の標準税率の引き上げ及び住民税率の手直し、つまり住民間の負担調整で措置せざるを得なかったものであります。このことは、地方財政の厳しさを証明する一断面でもありましようが、より本質的には、利子配当所得の総合課税化を早急に実施すべきことを示しているものであります。

また、利子配当所得の分離課税制度を五十九年度まで延長することは、政府が財政収支試算で赤字国債からの脱却を五十九年度としているため、特に、その間、財政投融资や民間の金融機関に国債消化を強要する見返りによるものであると世上言われているのであります。

不公平税制の是正が財政再建の最終年度にしか実現をしないことは、断じて許されるものではありません。われわれは少なくとも五十七年一月からの実施を求めるものであります。大蔵大臣の御見解を伺っておきたいのであります。

また、同時に、あくまでも五十九年からの実施に固執をされるならば、その必然性について具体的に明快な答弁を求めるものであります。

また、グリーンカード制度の導入によって課税の制度上は一応は総合課税となっておりますが、実態面では問題が残るものであります。つまり、グリーンカード制は五十九年一月一日以後預入する少額貯蓄、少額公債、郵貯について適用されるものであり、それ以前に預入するものについては及ばないことでもあります。より厳密に言えば、民間の金融機関の定期預金は最長の二年度であることから、二年間で洗い直しができますが、郵貯、特に定期貯金はその期間が十年間であり、十年経過しなければ洗い直しができないこととなり、民間の金融機関の預金と郵便貯金の競合関係に不合理が生ずることになるのであります。この不合理性につきまして大蔵省はどう対処されるのか、大蔵大臣の御見解を伺っておきたいのであります。

なお、あわせて、グリーンカード制導入による経費試算は幾らであるのか、伺っておきたいのであります。

また、民間の金融機関と郵貯の競合問題につきましては、郵便貯金に対し名寄せなどを厳密に行い、一人一口座三百万円という枠を厳守することが重要な課題となつてまいりますが、この点につきましては、特に総理大臣の御見解を伺うものであります。

次に、有価証券譲渡所得課税についてであります。この有価証券譲渡所得課税は、五十四年度の税制改正で微調整が行われたものの、いわゆる原則非課税制度は堅持をされております。政府税制調査

会からも段階的な課税の強化が適当であるとの答申がなされているものであります。したがって、利子配当所得の総合課税化と同様に、政府税調に特別部会を設け、総合課税化を検討し、少なくとも五十六年度税制改正に反映をすべきものであると主張したものであります。総理大臣の見解を示されたのであります。

また、当面は、有価証券譲渡所得に対する課税強化の意味から、有価証券取引税の引き上げを提案をいたすものでありますが、この点につきましても総理の所信のほどを伺っておきたいのであります。

最後に、われわれはいままで私が述べました
税制改正を盛り込んだ予算修正を政府に要求する
準備をいたしておりますが、予算修正に対する総
理大臣の所信のほどをお伺いをいたします。

以上、何点かにわたりまして総理並びに大蔵大臣に質問をいたしました。簡明、率直なる御答弁を期待をいたしまして私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣（大平正芳君） 柴田さんの最初の御質問は、財政再建の具体的な方針についてでございます。

これは、申すまでもなく、最近わが国の財政が公債に過度に依存いたしておる体質になっておりますので、これを改めまして、健全なバランスのとれた状態にしようとするものでございます。

そのためには、歳出面におきまして徹底した経費の節減合理化によりまして、歳出規模をまず抑制しなければならぬと考えております。

歳入面におきましては、負担の公平を確保する見地から、租税特別措置の思い切った縮減合理化を行うことによりまして増収措置を図ろうということによりまして、歳入の確保を増税によらないでやるうとしておるのがことしの再建第一年度のわれわれの考え方でございます。

しかし、仰せのように、ことしは自然増収が予

想以上に確保できましたので、新たな増税措置を考へることを差し控へさせていたしたのでござい
ますけれども、このような税収の伸びはいつで
も期待できる性質のものではございませんので、
昭和五十六年度以降におきましては財政事情は相
当厳しくなるのではないかと考えております。

したが、いまして、今後歳入歳出全般を通じて財政構造の健全化をどうして進めていくかということにつきましては、広く各界、各層の御意見を謙虚に伺いながら十分な検討を遂げて、実のある結論を得たいと考えております。もちろん政府といたしましては、財政再建に当たりまして国会を初め各方面の意見を十分聴取して政府が決めるものでございまして、財政当局の試算は参考にすぎないことは申すまでもございません。

第二の御質問でございますが、法人税の引き上げ、それから所得の総合課税の早期実現についてのお尋ねでございました。

先ほど申しましたように、ことしは予想以上の自然増収が確保できましたので、法人税の増税は見送ることにいたしましたわけでございます。

所得の総合課税につきましては、五十九年の一月から実施することを目途にいたしまして準備を急いでおるところでございます。これは、仰せの

ように、利子配当の正確な確認と、それから名寄せを的確にやらなければなりませんので、金融機関等の協力を十分取りつけていかなければなりませんので、若干の準備期間が必要でございます。

で、どう考えてみましても五十九年一月一日前にはむづかしいと判断いたしましたして、そういたしましたことを御理解いただきましたと思います。

郵便貯金についての名寄せを厳格にするようにという御要請でございました。

先ほど山田さんの御質問に対して郵政大臣からお答えいたしましたように、郵政省では、郵便貯金につきまして、同一の預金者ごとにいわゆる名義寄せを行いまして、預入限度の適正な管理に努め

ておるわけでございまして、今後一層厳正な運用

を図ってまいりたいと考えております。

有価証券譲渡課税の強化、それから有価証券取引税の引き上げについてのお尋ねでございます。

有価証券譲渡課税でございますが、これは五十四年度の改正によりまして相当強化いたしておりますので、目下のところこの程度でやむを得ないのではないかと考えております。

有価証券取引税につきましては、五十三年度の
税制改正におきまして株式、株式投資信託等に係
る税率を五〇%引き上げたばかりでございます。

利益の有無にかかわらず課税するこの税の性質上、これをさらに引き上げることにつきましては、ただいま政府は考えておりません。

最後に、予算修正についての所信をお尋ねいただきましたが、公明党の提案された修正要求については承知いたしておりますが、政府としては、すでに御提出申し上げてございます五十五年度の

予算案は、その編成に当たりまして広く各界各層の御意見も十分聴取いたした上、取り上げられるものは取り上げて作成いたしてありますので、政

府としては最善のものであると確信をいたしてお
ります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君)　まず、税収見通しの狂いについて御批判を加えながらの御質問でございました。

確かに五十二年度は経済諸指標の実績が当初見通しを下回りました。そして、五十三年度は、好調により増収が生じたわけです。五十四年度はなかなかずく、五十三年度の税収の土台増と経済指標

が上回ることによって増収が生じた。そういうこととは御指摘のとおりでございます。従来とも一〇〇程度まで一応狂いの生じたことはございます。

けれども、狂いが生じたことがあたりまえであるなどという考えは毛頭持つておりません。したがって、私どもといたしましては、今後とも一

層工夫を加えながら最善を尽くしてまいりたい、

ある程度の乖離が生ずるというのはこれはやむを得ないにいたしましたも、御意見のあるところを十分参考にさせていただきましていろいろな工夫を加えていきたい、このように考えておるところであります。

次に、国民生活、経済動向にいたずらに増税を強調することは悪影響を及ぼすではないかという御指摘でございました。

まさに総理からも申しましたように、財政再建に関する本院の決議というものがございまして、広く歳入歳出面にわたって、幅広い観点か

ら財政再建を進めていかなければならぬという者
え方に立っておりますので、これからいろいろな
な機会を通じて、国民の皆さん方との問答の中

理解を深めていきたいというふうに考えておるわけであります。

なканずく、財政収支試算についてのきつい御批判がございました。一月二十五日に公表されま

した経済審議会企画委員会の暫定試算に示されておる六十年度の諸指標を手がかりとして、これを財政に投影したものでございます。したがって、

これは具体的な増税を計画したものではありませんが、これらは、たびたび御指摘がございませうが、これらは、たびたび御指摘がございませうが、将来努力をして財政計画というものが立

てられるような検討を続けてまいりたい、このように思っておるところでございます。

次に、利子配当総合課税の早期実現でございます。

すが、受取人の確認、名寄せを効率的かつ的確に行うというのが何としても不可欠の条件でございますので、その方策として、少額貯蓄等利用者カード制度を採用することとしたわけであり

ますが、これこそ、まさに国税当局から金融機関等の対応体制を整えるまでの準備期間を要する、とにかなりの時間がかかります。国民の理解と協

熟が必要であるということから、急いでやれという御趣旨は全くよく理解できるところでございますけれども、そうした背景の中に、やはり五十

年一月一日から実施ということにならざるを得な

昭和五十五年二月十二日 衆議院会議録第六号

いということでございます。

それからさらに、グリーンカード導入時での貯貯とのバランス問題で、きわめて具体的な御指摘でございます。これは何といたしましても、郵便貯金を含めた各種の貯金手段の制度上の相違、それから貯蓄の契約の形態の差異等の問題を含めて、時間がございますので、長期的に検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、グリーンカード制度導入にどれぐらい金がかかるかというお話でございますが、少額貯蓄等利用者カード制度の所要経費につきまして、かなりの金額になるものと予想されますけれども、今後、制度の具体的な運用の細目の詰めと並行して詰めていく必要がございます。

いずれにいたしましても、委員会において法案の審議をいただくときには、具体的な金額のめどをお示しすることができ得るような、少し長期にわたる作業でございますので、いま鋭意検討をさせていただいておる。以上で、お答えを終わります。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 多田光雄君。

所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する多田光雄君の質疑

〔多田光雄君登壇〕

○多田光雄君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま提案のありました所得税法及び租税特別措置法の一部改正案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

今日の深刻な財政危機の打開は、政治が緊急かつ真剣に取り組むべき重大課題であります。政府の来年度予算案における国債発行額十四兆二千七百億円、国債依存度三三・五％、そして年度末国債残高七十一兆円という破局的な異常な事態は、政府の従来型政策の破綻を端的に示しているのであります。政府みずからの経済財政運営によってこのような財政危機を招いた責任について、総理はどのように反省しているのか、まず冒頭お伺いしたいと思います。

次に、数点にわたって具体的にお伺いします。第一は、財政再建の基本についてであります。総理、いま求められているのは、危機の原因である大企業優先、対米追随の政策を根本から見直し、国民生活の防衛を最優先させる国民本位の道へ転換するその手がかりをつくることではないかと思ふ。

しかるに、今回提出の予算案及び本税制改正案

は、軍事費の増大と大企業向け不要不急支出の拡大を図る一方、一連の公共料金的大幅引き上げ、福祉の切り捨て、国民向け実質増税の断行など、もっぱら国民に対する犠牲と負担の強化によって従来型の政策を続けようとしているのであります。これでは所得再配分という財政本来の重要な機能を損なうばかりか、国民消費の減退をも招いて、かえって経済の矛盾を深め、ひいては赤字国債の本格的償還が始まる昭和六十年代の第二次財政危機を一層激しくすることはいまから明らかであります。(拍手)

税制改正は財政再建の重要な柱であります。今日の財政危機を招いた大企業、大資産家優遇の税制を徹底的に是正するのが当然であります。ところが、本案においては余りにも不十分かつ不徹底な改正にとどまったばかりか、かえって改悪さえなされているのであります。

総理が施政方針演説で述べた八〇年代への必要な改革と対応とは従来の政策をどのように改革することなのか、基本的な見解をお示し願いたいと思ふ。

これに関連して、五十六年度以降の財源確保について伺います。

先日提出のあつた五十五年度財政収支試算は、五十六年度から五十九年度までの四年間で新規増税として五兆八千億円、地方税を含めると約十兆円、累積額では実に二十六兆円も予定しております。問題は、この大増税を国民の犠牲と負担でやるのか、それとも大企業、大資産家優遇の不公平税制の抜本的改正でやるのかであります。

総理、あなたはこの大増税を一体どういう税目で、だから取り立てを考えているのか、不公平税制の是正はどうするのか、国民の前に明言すべきであります。(拍手)

また、一般消費税も重要であります。総選挙で国民の厳しい審判が下されたため、総理は五十五年導入を見送りましたが、五十六年度以降においても仕組みや形を変えたものを含め、一般消費税の導入は一切行わないと表明できますか。もしできないとすれば、先般、本院において日税連一部幹部による法案買い取り工作のもとで可決された税理士法改正案が、わが党や多くの国民が反対して指摘したように、一般消費税導入に対応できる徴税体制づくりのものであることは、ますます明瞭であると言わざるを得ないのであります。

(拍手)

第二に、本案を中心とした不公平税制の是正の問題について伺います。

財政再建のための財源確保は、物価高や不況で苦しむ国民や中小企業への増税によってではなく、不況の中でも未曾有の利益を上げている大企業、大資産家優遇の不公平税制に抜本的なメスを入れ、適正な課税を行えば、十分可能であります。

法人税制では、今回退職給付引当金など若干手直しされておりますが、いま着手、検討すべきは、政府が法人税制の根拠としている、法人は実在せず、個々の株主の集合体にすぎないという、いわゆる法人擬制説の根本の見直しであります。現実の企業実態を無視したこの法人擬制説によって、大企業と中小企業を通ずる単一の法人税率、受取配当益金不算入、所得税の配当控除など、現在の大企業、大資産家を優遇するさまざまな不公平が今日まで合理化されてきているのであります。

ところが政府は、不公平税制を租税特別措置法

に定めるいわゆる政策税制のみに限定し、法人税法に取り込まれているものにはほとんど手をつけないあいまいなままに、是正はおおむね一段落したと自画自賛しているのであります。総理、不公平税制の是正はもうこれで十分と考えているのですか。もしまだ努力の余地ありとすれば何か、御所見を伺いたいところです。(拍手)

ところで今回、いわゆる政策税制について、政府は、経済協力の名のもとに、海外進出大企業の大規模合併事業に対する海外投資損失準備金制度を新たに拡充しております。このような大企業への恩典措置の拡大は断じてやめるべきであります。

ここで指摘しておかなければならないのは、政府が当初予定していた法人税率の引き上げを、財界、大企業の圧力によってあっさり見送ってしまったことでもあります。なぜ見送ったのか。総理、参議院選挙での資金援助を目当てに見送ったと考

えざるを得ないが、どうなのですか。

所得税制では、資産家優遇の現行税制を改め、全体として総合課税を目指すべきであります。

まず、利子配当課税の総合課税の実施を三年間も延期していることは重大であります。しかも、総合課税化のため、グリーンカード制度の導入を予定していますが、これは特別な守秘義務を課するとしているものの、事実上の国民総背番号制につながるおそれがあるため、国民の不安は依然消えておりません。総合課税の早期実現のために、さしあたり、郵便局、金融機関で本人確認と名寄せを徹底させてマル優の悪用を規制し、分離税率を五〇％に引き上げるなどの措置をこそとるべきではありませんか。また、総合課税に際しては、株の売買等によるもうけへの本格課税をどうしても実現すべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、土地税制の三年連続緩和の問題であります。

政府が持ち家政策をおおる一方、公共住宅の建設を縮小する、そして有効な地価対策を打ち出していない現在、地価は列島改造以来の高騰を示しています。

今回の土地税制緩和については、大蔵省は当初、宅地供給増につながる確証がないとして反対していたではありませんか。だとすれば、本改正案でどの程度の供給増が可能となるのか、ここでお示しいただきたい。

いずれにしても、本措置は、大手不動産企業と大土地保有者を救済し、不公平税制の是正や資産課税強化の方向に逆行する以外の何物でもありません。大蔵大臣の明確な御答弁を求めます。

また、国土庁長官には、今日の地価高騰の原因、投機的取引の現状と規制策、それに庶民のための地価安定、宅地供給策の基本について見解を示されたいのであります。

第三に、国民の重税をどう軽減するかの問題であります。

昭和五十五年二月十二日 衆議院会議録第六号 所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する多田光雄君の質疑

二二六

政府は、五十五年度も所得税減税を見送り、勤労者の課税最低限を五十二年度以降四年間も据え置こうとしております。その結果、どういふ事態が起こったか。この四年間で所得税の納税人員は五百十二万人もふえましたが、これは低所得層の非課税世帯がそれだけ新たに納税者に組み込まれたことを意味しております。また、低所得者ほど小刻みにつくられた税率によって、低所得者層ほど収入の増加割合を超える負担を強制されているのが現実であります。

このように、政府の所得税減税見送りは、最低生活費非課税の原則、所得税本来の所得再配分機能をも破壊し、大衆課税の色彩を強めているのであります。五十五年度には、一兆九千億円もの所得税の自然増収が見込まれていますが、これこそ減税見送りによる国民への実質的な増税にほかなりません。(拍手)

総理は、さきの予算委員会で、自然増収は個人の所得税だけでなく法人税も含んでいると述べて

いましたが、法人の利益増への課税と生活費にまします食い込む所得税増税とを同一視するがごときは、全く論外で誤った認識と言わねばなりません。(拍手)

わが党は、国民生活防衛の立場から、この間の物価上昇分の調整を図って、国民への実質増税を避けるため、来年度六千億円程度の所得税減税を実施すべきであると主張してまいりましたが、総理は、この減税を実施する考えがあるかどうか。さらに、五十六年度以降においてもどのように対処されるのか、この際お答えいただきたいのであります。

以上、国民本位の財政再建と税制改革が急務となっている今日の事態を踏まえ、総理並びに関係大臣の決意と誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 多田さんの最初の御質問は、今日の財政危機を招いた反省について

でございました。

わが国の財政は、五十年以降、特例公債を含む大量の国債に依存せざるを得ない状況になっておりますこと、御指摘のとおりでございます。これは、石油ショックを契機といたしまする経済の異常な停滞が起こりまして、国民生活と景気と雇用の維持回復を図るためには、財政が出動いたしました。これを支えなければならぬという状況になったからでございます。財政はりっぱにその任務を果たしまして、第一次石油ショックをとくかくも克服することに成功いたしましたわけでございます。そして、私は、この選択は間違っていないかと思っておりますし、国民の多くはこれを理解し、評価していただいておりますものと思っております。それから、財政再建の基本をどこに置かうかというところでございました。

わが国は数々の試練と困難に遭遇いたしました七〇年代におきまして、国民のすぐれた活力、適応力によりましてこれを克服してまいりましたこと

とは御承知のことと思います。

今後わが国は、エネルギーの制約への対応、財政の再建、解決を迫られている問題は少なくございませんけれども、国民の英知と努力を結集いたしまして、その克服に全力を傾注いたしますならば、わが国の経済の適正な成長を図りながら、質的に充実した国民生活の実現と国際経済社会への貢献を目指していくことが不可能でないと考えております。そういう方向に財政経済政策を指向してまいりたいと考えております。

それから、不公平税制についてのお尋ねでございます。これにつきましては、竹下蔵相の御提案の理由の中にも詳しく述べておりますように、あらゆる角度から租税特別措置について見直しを行いました。相当の成果を上げておると思うのでございす。現在残っておりますのは、中小企業対策でございますとか農林漁業対策、あるいは資源・エネルギー対策あるいは科学技術の振興、そういった面

からの政策上の特別措置が若干残っておりますが、相当広範囲にわたって見直しが行われましたので、税制調査会も御指摘になっておりますように、政策税制の整理合理化はおおむね一段落したと私は見ておるわけでございます。

それから、一般消費税の問題でございますが、これは先ほど山田さんにお答えしたところで御承知をお願いしたいと思います。

それから、五十六年度以降について減税をする意図はないかということでございますが、財政再建をここ数年の間になし遂げまして、その体質を改善せなければならぬという課題を担っておるわけでございまするし、わが国の所得税制は先進諸国に比へまして決して高い方ではなくて、相対的には負担の安い状況になっておりますこと、多田さんも御承知のことと思うのでございまして、財政再建中、私どもは所得減税というようなことは考へることができない状態にありますことを御了承願いたいと思います。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) まず、財政収支試算で示された増税は一体何で賄うつもりか、こういうことでございます。

試算において示されております増税は、各年度の増収の予定を示すものではございませんので、もちろん具体的な増税の計画を示したものではありません。今後は、従来の検討の方向及びその後の経緯を踏まえながら、財政再建の進め方及びその中における税制のあり方につきましては、まさに幅広く検討していきたい、このように思っております。

次が、おっしゃいました法人擬制説の見直しの問題でございます。

配当課税制度及び受取配当の益金不算入制度は二重課税調整のための仕組みでありまして、諸外国においても、方式や程度の相違はございますが、何らかの調整措置が講ぜられておることでございます。これは、先ほどの山田議員にもお答

えしたとおりであります。

それから、海外投資等の損失準備金の対象範囲を拡大したのではないか、こういうことでございますが、発展途上国等からわが国企業と合併方式で大規模な事業を行いたい旨の要請が政府間で出されるが多くなっておりますことは御承知のとおりであります。わが国といたしましても、経済協力の観点のみならず、資源の安定的確保等の観点から、これらの要請に応じていく必要があると。

このような状況を踏まえて、今回これらの国とわが国との間の政府間ベースの約束に基づく経済協力の実施に当たる合併事業に対する本邦側の出資等につきましては、海外投資等損失準備金の積立率につき配慮することとして、民間資金の円滑な導入促進を図ってきたものでございます。

それから、利子配当課税、総合課税の問題でございますが、国民のプライバシー保護については、先ほど来お答えしておりますとおり、万全を期していきたいというふうに思っております。そ

して、本人確認、名寄せを厳正に行う等にはやはり時間がかかります。万全を期する方策をとります、これが実現に向かっています。

最後が、土地税制に対して大蔵省は反対しておったのではないか、こういうことでございます。今回の土地税制の改正案は、現行制度の基本的な枠組みは維持をしながら、三大都市圏、特に首都圏における円滑な宅地供給を有効に利用するといふものでございまして、その土地の長期譲渡所得課税について所要の見直しを行おうとしたものでございますので、大都市圏における宅地供給と有効利用に望ましい効果が出るものであらうと期待をいたしておるところでございます。

以上で、お答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣園田清充君登壇〕

○国務大臣(園田清充君) 私に対する御質疑は、地価高騰の原因、それから投機的取引に関する現状をどう把握しておるか、なお、規制について有効な地価対策、同時に宅地供給策をどう考へて

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号

所得税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する多田光雄君の質疑 所得税法の一部を改正する法律案外一案

二二八

いるのかということが御質疑の内容だったと思

ますが、大蔵大臣からも御答弁がございましたと

おり、最近大都市圏において、住宅地を中心に地

価が強含みの傾向が見られますことは御指摘のと

おりでございますが、これは宅地の需要に対して

供給が不足していることがその主因でございま

す。昭和四十七年ないし四十八年当時のような投

機的な土地取引が行われている徴候は現在ないと

考えております。

したがって、当面の土地対策の課題は、引き続き

き投機的な土地取引の抑制を図りつつ宅地の供給を

促進することでありますが、このために、国土利

用計画法の届け出制による土地取引の規制、土地

税制による抑制、投機的な土地取引を助長するよう

な融資の抑制等のための諸施策を推進する反面、

計画的な宅地開発事業の推進のための財政上、金

融上の措置の拡充、都市再開発の推進、土地利用

転換の推進、宅地供給促進の見地からの土地税制

の改善等の宅地供給促進のための諸施策を総合的

に講じていくことが必要と考えます。

特に国土庁といたしましては、土地取引の動向

について迅速かつ正確に現状を把握し、必要に応

じ機動的な対応ができるようその監視体制を一層

強化し、拡充すること等により、引き続き国土利用

計画法の的確な運用を図るとともに、大都市地域

において、必要に応じ農業的土地利用の継続を確

保しつつ宅地化の促進を図るため、制度の検討、

宅地供給促進の見地からの土地税制の改善を思っ

てまいる考えでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 部谷孝之君。

〔部谷孝之君登壇〕

○部谷孝之君 私、民社党・国民連合を代表い

たしまして、ただいま提案されました所得税法の

一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一

部を改正する法律案に対して、総理並びに関係大

臣に質問いたします。

まず、いまや国民的な課題となっております財
政再建についてであります。

昭和五十年年度に特例公債を発行して以来、その

発行額は年々増大を続けてまいりまして、国債発

行残高は五十四年度末で五十七兆円にも達してお

ります。昭和五十五年年度予算の政府案におきまし

て、国債発行額は十四兆二千七百億円と、昭和五

十四年度当初に比べまして一兆円の減額は図られ

ておりますけれども、しかし、昭和五十五年年度発

行予定の特例公債は七兆四千八百五十億円であり

まして、五十五年度末の特例公債残高は二十九兆

円、また国債発行残高は実に七十一兆円にも達す

るのであります。

今後このような巨額の国債発行が続くなら

ば、財政の果たすべき本来の機能、すなわち資源

配分、所得再分配、安定的経済成長達成などの

面で大きく支障を来すことは必至であります。

(拍手)のみならず、大量の国債の発行は、民間資

金の締め出し、いわゆるクラウディングアウトを

引き起こし、それがひいてはマネーサプライの増

大によるインフレを招来することは申すまでもあ

りません。私は、今後適正な経済成長を維持しな

がら、このような財政インフレの発生を未然に防

ぐことが今後の経済運営の中できわめて大きな

ウェイトを占めるものと考えております。

(拍手)

民社党・国民連合は責任野党の立場から、かね

てから財政再建問題に対しまして現実的かつ具体

的な提言を行ってまいりました。

その基本方針は、まず第一に、増税を行う前に

行政機構の簡素化、効率化、むだな経費の徹底し

た節減などの行政改革を断行することでありま

す。

第二には、日本経済を混乱に陥れ、国民生活を

圧迫する一般消費税や所得税増税などの大衆増税

を行わないで、不公正税制の是正を徹底して行う

ことであります。

第三は、日本経済の安定成長を維持して税の自

然増収を図ることです。

このような立場から見ても、政府の財政再建に対する姿勢は、行政改革の点におきましても不公正税制は正の点におきましてもきわめて不十分だと言わなければなりません。ここで総理の財政再建に対する基本方針を改めて明らかにしていただきたいと思うのであります。(拍手)

民社党は、財政再建の前提となる不公正税制は正の具体策といたしまして、退職給与引当金の繰り入れ累積限度額の引き下げ、給与所得控除の適用所得限度額を八百五十万円とする頭打ちの復活、交際費課税の強化、利子配当所得の源泉分離選択課税制度の廃止並びに大企業の法人税率の二%引き上げなどの実施を強く主張してまいったところであり、政府のこのたびの税制改正におきましては、租税特別措置、退職給与引当金、給与所得控除などの点で若干の改善が図られておりますけれども、まだまだ不十分であります。特に大蔵省

が当初予定しておりました法人税の引き上げが税制改正の大詰めの段階で突如として見送られたことは何とも納得のいかないものでありまして、この点についての総理の御説明と御所見を伺う次第であります。

また、私どもがかねてより主張してまいりました利子配当所得の総合課税化につきましては、政府もその方向で対応しておられるところであります。しかし、今回の政府の税制改正では、その実施時期を五十九年一月一日とされておるのであります。今後なお四年間現行の不公正な実態が継続するわけでありまして、実施時期を繰り上げるべきであります。また、実施の時期を先に延ばすとするのであれば、その間、分離課税の税率を引き上げるべきではないかと考えるのであります。この点につきまして、大蔵大臣の御所見を伺いたいと思っております。

今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案におきましては、中小企業転換対策臨時措置法に

基づく承認を受けて現物出資した場合の課税の特例の廃止あるいは中小企業等海外市場開拓準備金の縮減など、中小企業に大きな負担を強いる改正が図られておるのであります。

申すまでもなく、現行の中小企業税制は、中小企業の社会的経済的不利を是正して、その健全な成長発展のために中小企業の租税負担の適正化を図る措置として設けられておるのであります。中小企業経営の安定的発展を期するためには、中小企業関係租税特別措置の整理合理化については特に慎重な態度が肝要であると考えてのであります。この点、大蔵大臣並びに通産大臣の御所見を伺いたいと思っております。

次に、土地、住宅関係の税制改正について質問いたします。

今回予定されております主な改正点は、長期譲渡所得課税の改善といわゆる優良住宅地要件の緩和、不動産買いかえの特例の拡大、そして特別控除制度の拡充などです。

これらの改正の最大の目的は、言うまでもなく、宅地供給の拡大を図ることです。宅地の供給量は、昭和四十七年の一万四千五百ヘクタールをピークといたしまして、その後年々減少を続け、五十二年には九千三百ヘクタールまで減少しております。とりわけ優良宅地の減少は著しいのであります。そのため、いわゆるミニ開発などの増大を招いておるところであります。政府は、第三期住宅建設五カ年計画において、五年間に六万六千ヘクタールの新規宅地が必要であるとしておりますが、現在の状態が続く限り、その達成はきわめて困難であります。

また、一方において宅地供給量の減少は当然地価の上昇に拍車をかけることになっております。本年の公示価格の速報によりますと、地価はこの一年間に全国平均で九%、住宅地の平均では一一・五%、そして首都圏の住宅地では実に一四・四%という大幅な上昇を示しております。地価の抑制と優良宅地の供給拡大は、住宅政策や土

ております。昭和五十七年度以降の取り扱いにつきましては、昨年末の税制調査会の答申等を踏まえまして、この間、引き続き検討を加えることにいたしましたと考えております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず、利子配当総合課税の問題でございますが、御指摘のとおり速やかに総合課税に移行すべきである、その考え方は私どもも評価をいたします。それだけに、それを実施するための方策として、少額貯蓄等利用者カード制度を採用することとしたわけでございますけれども、何としましても、同制度につきましては、国税当局、金融機関等の対応体制を整えるための準備、そしてまた、国民の理解と慣熟が必要であるという観点から、どうしても昭和五十九年一月一日とならざるを得ないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

次が、源泉分離選択税率を引き上げる、そういう

う工夫についてでございますが、課税貯蓄が非課税貯蓄に逃避いたしましたり、また、仮名取引の増加等を招来する結果等、かえって不公平を生ずるおそれ強いという考え方から、五十八年十二月末までは現行制度を据え置くというのが適当ではないかと考えております。

次に、中小企業関係の租税特別措置の問題について、中小企業の立場から意見を交えながらの御質問でございました。

企業関係の租税特別措置につきましては、五十五年度におきまして全面的な見直しを行って、廃止もしくは大幅な一律縮減を行うこととしたわけでございますけれども、中小企業関係の特別措置につきましては、五〇%の一般縮減に対して縮減率二〇%にとどめるなどの特段の配慮をしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

宅地供給効果についての大蔵省の立場等についての御質問でございましたが、もともと土地政策において税制の果たす役割りというものは、これ

は補完的、誘導的なものでございます。しかし、今回は、とにかく大枠を維持しながら、なかななく三大都市圏、首都圏の宅地の供給というものを期待をして行った改正でございますので、それなりにバランスのとれた改正案であり、そして、宅地の供給を心から期待をしておるということを率直に申し上げます。

次に、住宅取得控除についての具体的なお話でございましたが、この問題は、一律の控除をすることによりまして控除の仕組みの合理化を図ったわけでございまして、既存住宅の取得を適用対象とすることとしたものでございます。したがって、また、一万七千円の控除という問題は、政府の第三期住宅五カ年計画の平均的住宅規模等を考慮して決めたものでございます。

次に、租税特別措置は一段落したと唱えたが本当にそんなに思っているかと、こういうことでございませう。

これにつきましては、税制調査会の五十五年度

答申におきましても明確に、これらの改正によって「税負担の公平を確保する見地からの政策税制の整理合理化は、おおむね一段落したもの」と考へると、このような指摘もいただいておりますので、でございますので、そうした考え方は確かに持っております。

最後に給与所得控除の見直しの点でございますが、いろいろな御意見がございましたが、給与収入一千万円超の控除率を現行一〇%から五%に引き下げることにいたしましたところでございます。

以上、お答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕

○国務大臣(佐々木義武君) 中小企業関係税制は整理合理化の対象外とすべきではないかという御質問でございました。

中小企業につきましては、その租税負担の適正化及び自助努力の誘導のため、まず法人税の軽減税率の適用等の一般的な優遇措置をいたしておりますが、そのほかに、特別措置をいたしまして、

設備の合理化、高度化あるいは中小企業の組織化の促進につきまして、政策税制を実施しております。

厳しい財政事情のもとでの今回の租税特別措置の整理合理化についても、中小企業政策の重要性にかんがみまして、例外項目の設定、軽減率の軽減等につき特別の配慮が行われておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣渡辺栄一君登壇〕

○国務大臣(渡辺栄一君) お答えを申し上げます。

私に対します御質問は三点ございますが、第一点は宅地供給効果をどのように考えておるかというところでございます。

政府といたしましては、宅地供給に全力を挙げて努力をいたしておるところであります、今回

の土地税制改正案のうちで、個人の土地等の譲渡所得課税につきましては、投機的土地取引の抑制

をしたいという考え方から、短期譲渡所得にかかります重課税制度はこれを存続いたしてまいりますが、また、円滑な宅地供給の促進を図るという見地から、長期譲渡所得課税につきまして所要の見直しを行ってまいりたいというものでございます。これによりまして土地の流動化が促進され、また宅地供給の増加につながるものであると考えております。

もう一点は、今回の土地税制改正の中で、三大都市圏の既成市街地の中にございます土地等につきまして、中高層耐火共同住宅の建設のために提供されました場合の買いかえ制度の創設でございますが、これは、当面の急務でございます大都市の既成市街地の土地の有効利用促進に多大の効果

があるものと期待をいたしておる次第でございます。

もう一点は、これらの経過におきまして、大蔵省と建設省との間に見解の相違があったのではな

いかというお話でございますが、建設省といたしましては、宅地供給促進の見地から、昭和五十五年に期限の到来いたします個人の土地譲渡所得課税を初めとする土地税制の緩和を要望いたしてき

たところでございますが、今回提案いたしております改正案を得るまでの過程におきましては、政府部内におきまして多角的な検討を十分行っ

て、バランスのとれました適切な改正案であると

考えておる次第でございます。

第三点は、税制の緩和のみでは宅地供給の拡大は困難ではないかという御意見でございますが、もちろんでございます、私ども、いま大蔵大臣

の御答弁もございましたように、土地税制の改善とあわせて、宅地供給を促進する諸施策を総合的に推進いたしてまいりたいと考えております。

先ほど国土庁長官からも一部お話がございましたが、そのために、私どもは、公的機関によります計画的な宅地開発を促進してまいります。さらに、民間の優良な宅地開発に対しまして政策金融等を拡充をいたしてまいります。さらに、最近いろいろ御推進をいたしておりますが、関連公共公益施設の整備、これを充実、推進をいたしてまい

ります。さらに、都市再開発によります土地の有効利用を推進するために、今回も法案をお願いをいたそうとしておるわけでございます。さらにいろいろ御意見が出ておりましたけれども、都市計画法の線引きにつきましてはさらに見直しを行います。

〇副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

〇副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣

これらの諸施策を総合的に推進いたしましてやっておりますが、特に市街化区域内の農地の宅地化の促進につきましては、進んで農家の協力の得られますように、既存の制度の見直しを含めまして実効ある措置を十分検討いたしてまいりまして、供給拡大に努めてまいりたいと考えております次第であります。

以上でございます。(拍手)

〇副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣 大平 正芳君
法務大臣 倉石 忠雄君
外務大臣 大来佐武郎君
大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 谷垣 專一君
厚生大臣 野呂 恭一君
農林水産大臣 武藤 嘉文君
通商産業大臣 佐々木義武君

運輸大臣 地崎宇三郎君

郵政大臣 大西 正男君

労働大臣 藤波 孝生君

建設大臣 渡辺 栄一君

自治大臣 後藤田正晴君

国務大臣 伊東 正義君

国務大臣 宇野 宗佑君

国務大臣 小淵 恵三君

国務大臣 長田 裕三君

国務大臣 正示啓次郎君

国務大臣 園田 清充君

国務大臣 土屋 義彦君

国務大臣 細田 吉蔵君

出席政府委員

大蔵省主税局長 高橋 元君

〇朗読を省略した議長の報告

(見込額書受領)

一、去る八日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和五十五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(要求書受領)

一、今十二日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び高橋正雄君を任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

二、今十二日、内閣から、航空事故調査委員会委員長に八田桂三君を、同委員に榎本善臣君、小一原正君、幸尾治朗君及び諏訪勝義君を任命したので、航空事故調査委員会設置法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

書を受領した。

一、今十二日、内閣から、労働保険審査会委員に
浦田純二君及び八木高生君を任命したので、
労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七
条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の
要求書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る九日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あ
て、九日付をもって警察庁警務局長今泉正隆は
警視總監に任命されたので政府委員としての資
格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る九日、灘尾議長は、大平内閣総理大臣申
し出の、次の者を第九十一回国会政府委員に任
命することを承認した。

警察庁警務局長 下稻葉耕吉

(政府委員任命)

一、去る九日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あ
て、九日議長において承認した下稻葉耕吉を同
日第九十一回国会政府委員に任命した旨の通知
を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

麻生 太郎君

荒松清十郎君

三枝 三郎君

江崎 真澄君

荒松清十郎君

麻生 太郎君

江崎 真澄君

三枝 三郎君

法務委員

辞任

補欠

木下 元二君

松本 善明君

外務委員

辞任

補欠

榊 利夫君

不破 哲三君

運輸委員

辞任

補欠

工藤 晃君

四ッ谷光子君

予算委員

辞任

補欠

荒松清十郎君

近藤 元次君

江崎 真澄君

越智 伊平君

柴田 睦夫君

榊 利夫君

松本 善明君

木下 元二君

四ッ谷光子君

工藤 晃君

越智 伊平君

江崎 真澄君

近藤 元次君

荒松清十郎君

議院運営委員

辞任

補欠

不破 哲三君

中路 雅弘君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

麻生 太郎君

荒松清十郎君

三枝 三郎君

江崎 真澄君

住 栄作君

塩崎 潤君

田名部匡省君

金子 一平君

森 美秀君

藤田 義光君

市川 雄一君

正木 良明君

荒松清十郎君

麻生 太郎君

江崎 真澄君

三枝 三郎君

金子 一平君

田名部匡省君

塩崎 潤君

住 栄作君

藤田 義光君	森 美秀君	法務委員	藤田 義光君	市川 雄一君	正木 良明君
松本 善明君	木下 元二君	補欠	補欠	補欠	補欠
外務委員	工藤 晃君	東中 光雄君	中島 武敏君	榊 利夫君	不破 哲三君
建設委員	狩野 明男君	塩崎 潤君	片岡 清一君	藤田 義光君	金子 一平君
予算委員	渡辺 省一君	荒松清十郎君	市川 雄一君	近江巳記夫君	矢野 絢也君
江崎 真澄君	越智 伊平君	正木 良明君	矢野 絢也君	近江巳記夫君	矢野 絢也君
金子 一平君	浜野 剛君	近江巳記夫君	矢野 絢也君	近江巳記夫君	矢野 絢也君

塩崎 潤君	狩野 明男君	藤田 義光君	市川 雄一君	正木 良明君	矢野 絢也君
木下 元二君	松本 善明君	中島 武敏君	榊 利夫君	越智 伊平君	狩野 明男君
工藤 晃君	東中 光雄君	片岡 清一君	藤田 義光君	金子 一平君	渡辺 省一君
中島 武敏君	榊 利夫君	越智 伊平君	狩野 明男君	片岡 清一君	浜野 剛君
矢野 絢也君	近江巳記夫君	市川 雄一君	正木 良明君	矢野 絢也君	近江巳記夫君
藤田 義光君	市川 雄一君	正木 良明君	矢野 絢也君	近江巳記夫君	矢野 絢也君
金子 一平君	渡辺 省一君	荒松清十郎君	市川 雄一君	近江巳記夫君	矢野 絢也君

辭任	補欠	春田 重昭君	矢野 絢也君	春田 重昭君	矢野 絢也君
辭任	補欠	中路 雅弘君	工藤 晃君	辭任	補欠
議院運営委員	矢野 絢也君	春田 重昭君	矢野 絢也君	春田 重昭君	矢野 絢也君
地方税法等の一部を改正する法律案	犯罪被害者等給付金支給法案	去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出)	刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出)	去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	国立学校設置法の一部を改正する等の法律案	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	(議案受領)	一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件	廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の紛争の解決に関する改正の受諾について承認を求めるの件
-----------------------------	----------------------	-----------------------------------	--------	-----------------------------------	---	--	--

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

二二六

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求め
るの件

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦

共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件

千九百七十四年の海上における人命の安全のため

の国際条約の締結について承認を求めの件

千九百七十四年の海上における人命の安全のため

の国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に

関する条約の締結について承認を求めの件

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めの件

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案(内閣提出第一四号)

建設委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第二〇号) 文教委員会 付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る九日、予備審査のため内閣から送付され

た議案は次の委員会に付託された。

原子力の平和的利用における協力のための日本

国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議

定書の締結について承認を求めの件(条約第一三三号)(予)

一三三(予)

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止

に関する条約の締結について承認を求めの件

(条約第一四号)(予)

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止

に関する条約の紛争の解決に関する改正の受諾

について承認を求めの件(条約第一五号)(予)

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及

び航海に関する条約の締結について承認を求め

るの件(条約第一六号)(予)

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の

文化協定の締結について承認を求めの件(条

約第一七号)(予)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する

二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦

共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一八号)

(予)

千九百七十四年の海上における人命の安全のため

の国際条約の締結について承認を求めの件

(条約第一九号)(予)

千九百七十四年の海上における人命の安全のため

の国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めの件(条約第二〇

号)(予)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に

関する条約の締結について承認を求めの件

(条約第二二号)(予)

南極のあざらしの保存に関する条約の締結につ

て承認を求めの件

いて承認を求めるの件(条約第二二五)(予)

以上十件 外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案

一、去る七日、第九十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律案

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農業共済再保険特別会計における果樹共済に係

る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別

会計における漁業共済に係る保険金の支払財源

の不足に充てるための一般会計からする繰入金

に関する法律案

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

筑波大学の学則と学生の自治に関する質問主意

書(竹内猛君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る八日、内閣から、衆議院議員岩垂寿喜男

君提出基地問題に関する質問に対して、質問事

項について調査検討する必要がある、これに日

時を要するため、昭和五十五年二月二十三日ま

でに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段

の規定による通知書を受領した。

昭和五十四年度一般会計補正予算(第一号)

右

国会に提出する。

昭和五十五年一月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

昭和五十四年度一般会計補正予算

下 算 総 則 補 正

第1条 既定の昭和五十四年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	昭和五十四年度歳入歳出予算額(千円)	補 正			改昭和五十四年度歳入歳出予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
入	38,800,142,615	2,444,666,119	△1,377,222,070	1,067,444,049	39,667,586,664
出	38,800,142,615	1,342,050,087	△274,606,038	1,067,444,049	39,667,586,664

第2条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和五十四年度において国が債務を負担する行為の修正減少額は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金現在の高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第4条 昭和五十四年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和五十四年度において公債を発行することができる限度額「7,215,000,000千円(「甲号歳入歳出予算」に計上した公共事業等予備費のうち使用未決定のもの金額がある場合には、当該金額に相当する金額を控除した金額)」を「7,133,000,000千円」に改める。

2 昭和五十四年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律」の規定により公債を発行することができる限度額「3,055,000,000千円」を「6,917,000,000千円」に改める。

第5条 昭和五十四年度一般会計予算総則第15条を次のとおり改める。

「第15条 削除」

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

主 管 部	入 入	項 目	補 正 額		差 引 額
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	額(千円)
総 理 府 大 蔵 省	雑 収 入 租 税 及 印 紙 収 入	特別会計受入金	0	△ 114,682	△ 114,682
		諸 収 入	0	△ 114,682	△ 114,682
		租 税	1,878,000,000	0	1,878,000,000
		所得 税	1,875,000,000	0	1,875,000,000
		法人 税	599,000,000	0	599,000,000
		相 続 税	784,000,000	0	784,000,000
		酒 税	11,000,000	0	11,000,000
		糖 費 税	15,000,000	0	15,000,000
		砂 油 税	3,000,000	0	3,000,000
		石 油 税	108,000,000	0	108,000,000
		物 品 税	139,000,000	0	139,000,000
		有 価 証 券 取 引 税	2,000,000	0	2,000,000
		通 行 税	1,000,000	0	1,000,000
		自 動 車 重 量 税	21,000,000	0	21,000,000
		関 税	191,000,000	0	191,000,000
専 売 納 付 金	印 紙 収 入	と 人 税	1,000,000	0	1,000,000
		印 紙 収 入	3,000,000	0	3,000,000
		日本専売公社納付金	0	△ 156,761,364	△ 156,761,364
		日本専売公社納付金	0	△ 156,761,364	△ 156,761,364
公 債 金		日本専売公社納付金	0	△ 156,761,364	△ 156,761,364
		日本専売公社納付金	0	△ 1,220,000,000	△ 1,220,000,000

所管	組	織	項	補正				差引	額(千円)
				追加	額(千円)	修正	減少額(千円)		
文部省	雑収入	公債金	前年度剰余金受入		0		0	△1,220,000,000	△1,220,000,000
			前年度剰余金受入		535,666,119		0	△82,000,000	△82,000,000
			前年度剰余金受入		535,666,119		0	△1,138,000,000	△1,138,000,000
			前年度剰余金受入計		2,413,666,119		0	△1,376,761,364	1,036,904,755
郵政省	租税及印紙収入	公債金	前年度剰余金受入		0		0	△346,024	△346,024
			前年度剰余金受入		31,000,000		0	△346,024	△346,024
			前年度剰余金受入		31,000,000		0	△346,024	△346,024
			前年度剰余金受入計		31,000,000		0	△346,024	△346,024
			歳入補正額総計					2,444,666,119	

歳 出

所管	組	織	項	補正額			
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
国会	衆議院	衆議院施設費	衆議院施設費	68,464	△	36,233	32,231
			衆議院施設費	0	△	605	605
			衆議院施設費計	68,464	△	36,838	31,626
	参議院	参議院施設費	参議院施設費	60,563	△	16,959	43,604
			参議院施設費	0	△	65	65
			参議院施設費計	60,563	△	17,024	43,539
国立国会図書館	国立国会図書館施設費	国立国会図書館施設費	55,996	△	24,436	31,560	
		国立国会図書館施設費	0	△	505	505	
		国立国会図書館施設費計	55,996	△	24,941	31,055	

[illegible]

青少年対策本部	計	9,425	△	240,166	△	230,741
青少年健全育成対策費		0	△	13,412	△	13,412
国民健康体力増強費		41,851	△	28,520		13,331
計		0	△	9,819	△	9,819
北方対策本部		41,851	△	51,751	△	9,900
日本学術委員会		0	△	5,617	△	5,617
公正取引委員会		0	△	6,916	△	6,916
警察庁		0	△	10,587	△	10,587
警察庁		0	△	266,947	△	266,947
警察庁		0	△	8,616	△	8,616
警察庁		0	△	3,093	△	3,093
警察庁		30,176	△	410		29,766
警察庁		0	△	1,051	△	1,051
警察庁		577,662		0		577,662
警察庁		607,838	△	280,117		327,721
計		0	△	1,612	△	1,612
公害等調整委員会		0	△	3,532	△	3,532
行政管理局		0	△	36,747	△	36,747
行政管理局		7,200	△	382		6,818
行政管理局		0	△	1,785	△	1,785
計		7,200	△	38,914	△	31,714
北海道開発庁		48,946	△	6,315		42,631
北海道開発庁		0	△	3,975	△	3,975
北海道開発庁		0	△	12,445	△	12,445
北海道開発庁		45,849	△	6,072		39,777
北海道開発庁		100,608	△	19,373		81,230
北海道開発庁		41,979	△	6,114		35,865
北海道開発庁		0	△	53	△	53

[illegible]

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十四年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

一三四四

小笠原諸島振興事業費		計	△	△	△	△	△
總理府所管補正額合計		3,084,968	△	3,809,844	△	574,876	△
法務省	法務省	0	△	2,245	△	2,245	△
法務省	法務省	0	△	247,562	△	247,562	△
法務省	法務省	0	△	4,402	△	4,402	△
法務省	法務省	14,409	△	1,576	△	12,833	△
法務省	法務省	0	△	4,589	△	4,589	△
法務省	法務省	14,409	△	74,741	△	60,332	△
法務省	法務省	0	△	2,186	△	2,186	△
法務省	法務省	0	△	219	△	219	△
法務省	法務省	0	△	2,405	△	2,405	△
法務省	法務省	0	△	58,089	△	58,089	△
法務省	法務省	0	△	15,049	△	15,049	△
法務省	法務省	0	△	73,138	△	73,138	△
法務省	法務省	0	△	30,795	△	30,795	△
法務省	法務省	0	△	26,799	△	26,799	△
法務省	法務省	0	△	57,594	△	57,594	△
法務省	法務省	0	△	24,623	△	24,623	△
法務省	法務省	376,029	△	2,331	△	273,698	△
法務省	法務省	9,211	△	0	△	9,211	△
法務省	法務省	385,240	△	26,954	△	358,286	△
法務省	法務省	0	△	4,728	△	4,728	△
法務省	法務省	5,722	△	6,222	△	500	△
法務省	法務省	5,722	△	10,950	△	5,228	△
法務省	法務省	0	△	4,771	△	4,771	△
法務省	法務省	3,085	△	0	△	3,085	△
法務省	法務省	3,085	△	4,771	△	1,686	△

[illegible]

計		正額合計		大藏省所管		文部省	
文部省	文部省	文部省	文部省	文部省	文部省	文部省	文部省
0	387,562	△	387,562	△	387,562	△	387,562
856,280,954	247,364,483	△	108,916,521	△	108,916,521	△	108,916,521
0	438,185	△	438,185	△	438,185	△	438,185
0	9	△	9	△	9	△	9
0	1,222	△	1,222	△	1,222	△	1,222
0	5,600	△	5,600	△	5,600	△	5,600
25,583,795	0	△	25,583,795	△	25,583,795	△	25,583,795
3,409,531	0	△	3,409,531	△	3,409,531	△	3,409,531
0	921	△	921	△	921	△	921
0	1,101,923	△	1,101,923	△	1,101,923	△	1,101,923
20,840	470,020	△	449,180	△	449,180	△	449,180
0	5,402	△	5,402	△	5,402	△	5,402
0	889	△	889	△	889	△	889
0	82	△	82	△	82	△	82
197,971	79,069	△	118,902	△	118,902	△	118,902
0	106,707	△	106,707	△	106,707	△	106,707
0	71,836	△	71,836	△	71,836	△	71,836
0	470,789	△	470,789	△	470,789	△	470,789
1,614,144	1,634,790	△	20,646	△	20,646	△	20,646
0	60,238	△	60,238	△	60,238	△	60,238
30,826,281	4,447,682	△	26,378,599	△	26,378,599	△	26,378,599
0	9,271	△	9,271	△	9,271	△	9,271
0	234	△	234	△	234	△	234
0	1,013	△	1,013	△	1,013	△	1,013
0	18,905	△	18,905	△	18,905	△	18,905
0	551,091	△	551,091	△	551,091	△	551,091
0	836	△	836	△	836	△	836

厚 生 省	厚 生 本 省	文 化 庁		△	△	△
		国立婦人教育会館	計			
	厚生統計調査費	0	2,136	△	△	2,136
	厚生統計調査費	0	583,486	△	△	583,486
	文化庁施設費	0	18,352	△	△	18,352
	文化庁振興事業費	0	4,255	△	△	4,255
	文化財保存事業費	0	78,248	△	△	78,248
	国立博物館施設費	0	26,464	△	△	26,464
	国立博物館施設費	0	3,657	△	△	3,657
	国立美術館施設費	0	612	△	△	612
	国立美術館施設費	0	336	△	△	336
	文化庁研究所施設費	0	138	△	△	138
	文化庁研究所施設費	0	7,873	△	△	7,873
	文化庁研究所施設費	0	186	△	△	186
	日本芸術院	0	27,248	△	△	27,248
	計	0	162,369	△	△	162,369
	文部省所管補正額合計	30,826,281	5,193,587	△	△	25,632,744
	厚生統計調査費	11,700	99,096	△	△	87,396
	厚生統計調査費	14,845	7,075	△	△	7,770
	科学研究所調査費	418,243	17,828	△	△	400,415
	保健衛生諸費	395,913	68,905	△	△	327,008
	結核医療費	0	236	△	△	236
	原爆被害対策費	4,516	6,464	△	△	1,948
	精神衛生費	3,213	3,879	△	△	666
	国立病院及療養所経営費	3,967,435	46,207	△	△	3,921,228
	国立病院及療養所施設費	0	15,001	△	△	15,001
	生活保護費	186,195	14,361	△	△	171,834
	身体障害者保護費	288,150	9,563	△	△	288,587
	老人福祉社費	1,478,661	6,297	△	△	1,472,364

人 員 保 護 費	20,538	△	410	20,128
社 会 福 祉 諸 費	0	△	34,166	34,166
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	0	△	8	8
災 害 救 助 等 諸 費	0	△	175	175
兒 童 保 護 費	854,805	△	11,710	843,095
特別児童扶養手当等給付諸費	4,054	△	1,975	2,079
児童扶養手当給付諸費	19,177	△	335	18,842
厚生年金基金等助成費	0	△	5,364	5,364
国民健康保険助成費	6,522,226	△	884	6,521,342
遺族及留守家族等援護費	0	△	10,322	10,322
農業者年金実施費	547	△	2,054	1,507
児童手当国库負担金	1,020,117	△	3,056	1,017,061
計	15,220,335	△	365,371	14,854,964
厚生本省試験研究機関	0	△	24,298	24,298
厚生本省試験研究所	0	△	824	824
血清等製造及検定費	0	△	152	152
厚生本省試験研究所施設費	0	△	25,274	25,274
計	0	△	4,396	3,535
検 疫 所	861	△	3,207	153,427
国 立 ら い 療 養 所 運 営 費	156,634	△	911	911
国 立 ら い 療 養 所 施 設 費	0	△	4,118	152,516
計	156,634	△	6,063	263
国 立 更 生 援 護 所 運 営 費	6,326	△	899	899
国 立 更 生 援 護 所 施 設 費	0	△	6,962	636
計	6,326	△	535	535
地 方 医 務 局	0	△	2,166	2,166
地 方 医 務 局	0	△	408,822	14,975,334
計	15,384,156	△		

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

地方農政局	計	農林水産本省検査指導所施設費	
		△	△
北海道統計情報事務所 食糧	地方農政局	0	439
	海岸事業工事諸費	0	38,456
	土地改良事業等工事諸費	0	22,004
	計	0	557
	北海道統計情報事務所	0	13,162
	食糧	0	35,723
	食糧管理費	0	249
	計	0	1,759
	林野	0	85,930,410
	林業振興監督費	0	85,928,651
林野	林業振興監督費	16,887	71,349
	山林事業指導監督費	65,884	16,511
	山林施設災害復旧事業費	0	135,094
	山林施設災害関連連事業費	0	793
	山林施設試験場	4,301,000	0
	計	468,401	4,301,000
	水産	38,608	468,401
	水産施設費	4,890,780	36,719
	船舶建造費	0	49,544
	漁業調査取締費	0	568
水産	漁業調査取締費	356,575	4,169
	水産業振興費	12,913,861	30,670
	風水害等対策費	0	197,567
	ニエー・ジープラント水域漁業救済対策費	0	67
	漁港整備事業指導監督費	0	271,574
	漁港施設災害復旧事業費	0	364
	水産庁試験研究所	3,830,000	0
	真珠検査所	8,353	12,608
	計	0	210
	計	0	4,736,493

水産大学校 北海道さけ・ますふ化場 計	10,273	△	3,015	△	7,258
北海道的さけ・ますふ化場	0	△	4,792	△	4,792
計	16,619,062	△	575,148	△	16,043,914
農林水産省所管補正額合計	105,779,655	△	7,598,050	△	158,181,605
通商産業省					
通商産業省本省	111,433	△	144,704	△	33,271
商工鉱業統計調査費	0	△	12,312	△	12,312
経済協力費	12,338	△	27,849	△	15,511
工業再配置促進対策費	0	△	903	△	903
民間輸送機関発費	0	△	70,300	△	70,300
電子計算機産業振興対策費	0	△	101,790	△	101,790
情報処理振興対策費	0	△	38,770	△	38,770
繊維工業構造改善対策費	0	△	3,883	△	3,883
臨時繊維産業特別対策費	0	△	40,044	△	40,044
計	128,771	△	440,555	△	316,784
通商産業本省検査機関					
通商産業本省検査所	0	△	5,853	△	5,853
工業技術院	0	△	7,214	△	7,214
鉱工業技術振興費	0	△	119,378	△	119,378
大型工業技術研究開発費	0	△	140,812	△	140,812
エネルギー技術研究開発費	0	△	122,780	△	122,780
エネルギー技術研究施設費	0	△	108	△	108
工業技術院試験研究所	0	△	343,631	△	343,631
工業技術院試験研究所施設費	0	△	163	△	163
計	0	△	734,086	△	734,086
資源エネルギー庁					
資源エネルギー庁	0	△	1,479	△	1,479
エネルギー庁対策費	0	△	34,055	△	34,055
地下資源対策費	0	△	114	△	114
計	0	△	35,648	△	35,648

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

[illegible]

自治省	自治本	計		△	△	
		建設省所管補正額合計	0	△	9,102	△
		80,508,000		△	215,042	80,287,958
		0		△	60,710	△
		639,192,753	0		0	639,192,753
		32,146,000			0	32,146,000
		0		△	156,786	△
		42,963			0	42,963
		671,381,716		△	217,496	671,164,220
		0		△	44,587	△
		0		△	234,339	△
		0		△	2,547	△
		0		△	281,423	△
		0		△	498,919	670,882,797
		671,381,716		△		
		自治省所管補正額合計				
		1,342,050,087		△	274,606,088	1,067,444,049
		歳出補正額合計				

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担年度	事由
総理府	総理本府	体育センター施設整備 既定	836,860	昭和54年度	昭和54年度及び 昭和55年度	
		修正減少 既定	△ 365,594 471,266	同 —	同 —	昭和54年度の体育センター施設整備に係る国庫債務負担行為について、事業計画の変更に伴い、その限度額を減額するため

昭和五十五年二月十二日 衆議院會議録第六号 昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書 昭和五十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

二五六

昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧等事業費、給与改善費等について追加措置を行う一方、既定経費、公共事業等予備費について修正減少を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収等を見込み、あわせて公債金の修正減少を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。
本補正の結果、昭和五十四年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入	歳出
当初	1 災害復旧等事業費
修正追加	2 給与改善費
修正減少	3 食糧管理特別会計へ繰入
計	4 農業共済再保険特別会計へ繰入
歳出	5 漁船再保険及漁業共済保険特別会計へ繰入等
当初	6 義務的経費の追加
修正追加	7 国債整理基金特別会計へ繰入
修正減少	8 地方交付税交付金
計	9 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金等利子財源繰入
一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	10 その他の経費
歳入	
1 租税及印紙収入	

2 専売納付金	156,761百万円
3 雑収入	461百万円
4 公債金	1,220,000百万円
(1) 公債金	82,000百万円
(2) 特別公債金	1,138,000百万円
5 前年度剰余金受入	535,666百万円
1 災害復旧等事業費	126,639百万円
2 給与改善費	23,195百万円
3 食糧管理特別会計へ繰入	86,000百万円
4 農業共済再保険特別会計へ繰入	7,815百万円
5 漁船再保険及漁業共済保険特別会計へ繰入等	11,442百万円
6 義務的経費の追加	23,881百万円
7 国債整理基金特別会計へ繰入	343,835百万円
8 地方交付税交付金	639,193百万円
9 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金等利子財源繰入	33,146百万円
10 その他の経費	57,905百万円

11 既定経費の節減
七四、六〇六百万円
12 公共事業等予備費の減額
二〇〇、〇〇〇百万円
二 補正予算の否決理由
本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について、補正措置を講じようとしたものであるが、補正措置が不十分なのであるため、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和五十五年二月十二日
衆議院議長 灘尾 弘吉殿
昭和五十四年度特別会計補正予算(特第1号)右
国会に提出する。
昭和五十五年一月二十四日
内閣総理大臣 大平 正芳

昭和五十四年度一般会計補正予算(第1号)次記に掲げる各特別会計の昭和五十四年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるのとおりとする。

大蔵省	国債整理基金
大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金
文部省	国立学校
厚生省	国立病院
農林水産省	食糧立寄
	農業共済再保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	自動車検査登録

第2条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」は、別に添附する。

所管	特別会計	歳入	歳出	項	補正	差引
大蔵省	国債整理基金	入	他会計より受入		追加額(千円)	修正減少額(千円)
					425,313,505	△157,247,841
						268,065,664

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出	歳出補正額	国債整理基金特別会計へ繰入食糧買入費等財源他勘定へ繰入	△110,698,052	△61,306,391
農業共済再保険再保険金支払基金勘定歳入	0	0	△989,852	△989,852
農業共済再保険金支払基金収入	0	0	△989,852	△989,852
雑収入	0	0	△17,322	△17,322
歳入補正額	0	0	△1,007,174	△1,007,174
歳出	0	再保険金支払財源他勘定へ繰入	△1,007,174	△1,007,174
果樹勘定入	7,814,803	0	0	7,814,803
果樹再保険収入	7,814,508	0	0	7,814,508
一般会計より受入	295	0	0	295
前年度繰越資金受入	0	0	△1,007,174	△1,007,174
支払基金受入	0	0	△1,007,174	△1,007,174
雑収入	167	0	0	167
歳入補正額	7,814,970	0	△1,007,174	6,807,796
歳出	6,807,796	果樹再保険費	0	6,807,796

(1) 再保険金支払基金勘定	当初	△	二、一二八	△	二、一二八
	修正減少	△	一、〇〇七	△	一、〇〇七
7 農業共済再保険特別会計	計				
	歳入(百万円)				歳出(百万円)
(2) 国内麦管理勘定	当初	四、六六三、八二三	四、六六三、八二三		
	修正追加	二、三七四	一七、八九九		
(3) 輸入食糧管理勘定	当初	四〇三、二九四	四〇三、二九四		
	修正追加	六	三二、三七五		
(4) 農産物等安定勘定	当初	四一、二二三	四一、二二三		
	修正減少	三六二、〇八七	三六二、二一四		
(5) 輸入飼料勘定	当初	二五、三〇一	二五、三〇一		
	修正減少	九、六三四	九、六三四		
(6) 業務勘定	当初	一五、六六七	一五、六六七		
	修正減少	一八〇、一六〇	一八〇、一六〇		
(7) 調整勘定	当初	一、八七七	一、八七七		
	修正減少	五、六八五	五、六八五		
計	当初	一五〇、六七二	一五〇、六七二		
	修正減少	三、九八八	三、九八八		
計	当初	一四七、六七五	一四七、六七五		
	修正減少	五、八八〇、九六〇	五、八八〇、九六〇		
計	当初	一一九、四六六	一一九、四六六		
	修正減少	三、一五〇、三〇一	三、一五〇、三〇一		
計	当初	五、六八五、一二六	五、六八五、一二六		
	修正減少	五、六八五、一二六	五、六八五、一二六		

(2) 果樹勘定	計				
	当初	一、一二一	一、一二一		
計	当初	四、八五四	四、八五四		
	修正追加	七、八一五	六、八〇八		
計	当初	一、〇〇七	一、〇〇七		
	修正減少	一一、六六二	一一、六六二		
8 漁船再保険及漁業共済保険特別会計	計				
	歳入(百万円)				歳出(百万円)
漁業共済保険勘定	当初	九、四一一	九、四一一		
	修正追加	一一、八四八	一一、八四八		
計	当初	二二、二五九	二二、二五九		
	修正減少	二九、三一八	二九、三一八		
9 自動車検査登録特別会計	計				
	歳入(百万円)				歳出(百万円)
自動車検査登録特別会計	当初	二九、三一八	二九、三一八		
	修正減少	二九、三一八	二九、三一八		
計	当初	二九、三一八	二九、三一八		
	修正減少	二九、三一八	二九、三一八		

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右
国会に提出する。

昭和五十五年一月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

昭和五十四年度政府関係機関補正予算

予 算 案 則 補 正

第1条 日本専売公社の昭和54年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条 「日本専売公社法」の規定による長期借入金限度額は、175,000,000千円とする。

昭和五十五年二月十二日 衆議院公報第六号 昭和五十四年度政府関係機関補正予算(機第一号)及び同報告書

一六六

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	項目	補正額			
		追加額 (千円)	修正減少額 (千円)	差引額 (千円)	
日本専売公社	収入	1,358	△	△	186,977,642
	たばこ事業収入	8,915,314	△	470,806	8,444,508
	たばこ事業補正額	8,916,672	△	187,449,806	188,583,134
	たばこ事業費	53,203,691	△	178,227,502	125,023,811
	たばこ事業費	10,578,147	△	1,083,151	9,494,996
	たばこ事業利子費	0	△	5,000,000	5,000,000
	たばこ事業準備予支	0	△	3,500,000	3,500,000
	支出補正額	63,781,838	△	187,810,653	124,028,815

昭和五十四年度政府関係機関補正予算(機第一号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、日本専売公社について、所要の補正措置を講ずるもので、概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 日本専売公社

	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	二、二九七、七七九	二、三二七、九〇四
補正追加	八、九一七	六三、七八二
修正減少	△ 一九七、四五〇	△ 一八七、八一
計	二、一〇九、二四六	二、一九三、八七五

二 補正予算の否決理由

本補正予算は、製造たばこの定価改定実施期日が遅れること等による減収のほか、塩購入費用の増加、葉たばこ調達費用の減収等について所要の補正措置を講じたものであるが、補正措置は不十分であるので、否決すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年二月十二日

予算委員長 田村 元

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一 部 二 二 〇 円

行 所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代) 千107